会議録第17号（18の17）

五戸町議会第17回定例会会議録

令和8年3月5日

招　　集

五戸町議会事務局

五戸町議会第１７回定例会会議録　　目　次

ページ

会期 ……1

町長提出議案件名 ……1

議員提出議案件名 ……2

□３月５日（木曜日）第１号

招集告示 ……3

議事日程 ……3

本日の会議に付した事件 ……3

応招議員 ……3

出席議員 ……3

欠席議員 ……4

事務局出席職員氏名 ……4

説明のため出席した者の職氏名 ……4

開会宣告・開議 ……5

諸般の報告の朗読省略 ……5

会議録署名議員の指名 ……5

会期の決定 ……5

議案第４号から議案第３８号まで一括議題 ……5

　提案理由説明（町長　若宮佳一君） ……5

常任委員の選任 ……１７

議会運営委員の選任 ……１８

休会期間の決定 ……１８

散会 ……１９

□３月９日（月曜日）第２号

議事日程 ……２１

本日の会議に付した事件 ……２１

出席議員 ……２１

欠席議員　……２１
事務局出席職員氏名　……２１
説明のため出席した者の職氏名　……２１
開議　……２３
各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長決定の報告　……２３
諸般の報告の朗読省略　……２３
一般質問
◎髙奥浩明君（一問一答）(1)五戸町公式ＳＮＳの活用について　(2)リチウムイオン電池使用機器の廃棄・回収について　……２３
答弁（町長　若宮佳一君）　……２６
○髙奥浩明君（再質問）(1)五戸町公式ＳＮＳの活用について　……２９
答弁（参事・総合政策課長事務取扱　手倉森　崇君）　……２９
○髙奥浩明君（再質問）(1)五戸町公式ＳＮＳの活用について　……２９
答弁（参事・総合政策課長事務取扱　手倉森　崇君）　……２９
○髙奥浩明君（再質問）(1)五戸町公式ＳＮＳの活用について　……３０
答弁（参事・総合政策課長事務取扱　手倉森　崇君）　……３１
○髙奥浩明君（再質問）(1)五戸町公式ＳＮＳの活用について　……３１
答弁（参事・総務課長事務取扱　石田博信君）　……３２
○髙奥浩明君（再質問）(1)五戸町公式ＳＮＳの活用について　……３２
答弁（参事・総務課長事務取扱　石田博信君）　……３３
○髙奥浩明君（再質問）(1)五戸町公式ＳＮＳの活用について　……３３
答弁（参事・総合政策課長事務取扱　手倉森　崇君）　……３３
○髙奥浩明君（再質問）(1)五戸町公式ＳＮＳの活用について　……３４
答弁（参事・総合政策課長事務取扱　手倉森　崇君）　……３４
○髙奥浩明君（再質問）(2)リチウムイオン電池使用機器の廃棄・回収について　……３４
答弁（参事・健康増進課長事務取扱　川村　豊君）　……３５
○髙奥浩明君（再質問）(2)リチウムイオン電池使用機器の廃棄・回収について　……３５
答弁（参事・健康増進課長事務取扱　川村　豊君）　……３５
○髙奥浩明君（再質問）(2)リチウムイオン電池使用機器の廃棄・回収について　……３６
答弁（参事・健康増進課長事務取扱　川村　豊君）　……３６

○髙奥浩明君（再質問）(2)リチウムイオン電池使用機器の廃棄・回収について　……３６
答弁（参事・健康増進課長事務取扱　川村　豊君）　……３６
○髙奥浩明君（再質問）(2)リチウムイオン電池使用機器の廃棄・回収について　……３６
答弁（参事・健康増進課長事務取扱　川村　豊君）　……３７
○髙奥浩明君（再質問）(2)リチウムイオン電池使用機器の廃棄・回収について　……３７
答弁（参事・健康増進課長事務取扱　川村　豊君）　……３７
○髙奥浩明君（再質問）(2)リチウムイオン電池使用機器の廃棄・回収について　……３７
答弁（参事・健康増進課長事務取扱　川村　豊君）　……３７
○髙奥浩明君（再質問）(2)リチウムイオン電池使用機器の廃棄・回収について　……３８
◎豊田孝夫君（一問一答）(1)当町のコメにかかる政策について　(2)選挙の投票率
向上について　……３８
答弁（町長　若宮佳一君）　……４０
同じ（選挙管理委員会委員長　根岸英治君）　……４０
○豊田孝夫君（再質問）(1)当町のコメにかかる政策について　……４２
答弁（農林課長　小村隆幸君）　……４２
○豊田孝夫君（再質問）(1)当町のコメにかかる政策について　……４２
答弁（農林課長　小村隆幸君）　……４３
○豊田孝夫君（再質問）(1)当町のコメにかかる政策について　……４３
答弁（総合政策課政策推進室長　中里　誠君）　……４３
○豊田孝夫君（再質問）(1)当町のコメにかかる政策について　……４４
答弁（総合政策課政策推進室長　中里　誠君）　……４４
○豊田孝夫君（再質問）(1)当町のコメにかかる政策について　……４４
答弁（総合政策課政策推進室長　中里　誠君）　……４５
○豊田孝夫君（再質問）(1)当町のコメにかかる政策について　……４５
答弁（農林課長　小村隆幸君）　……４５
○豊田孝夫君（再質問）(1)当町のコメにかかる政策について　……４６
答弁（農林課長　小村隆幸君）　……４６
○豊田孝夫君（再質問）(1)当町のコメにかかる政策について　……４６
答弁（農林課長　小村隆幸君）　……４６
○豊田孝夫君（再質問）(1)当町のコメにかかる政策について　……４７

答弁（総合政策課政策推進室長　中里　誠君）　……４７
○豊田孝夫君（再質問）(2)選挙の投票率向上について　……４７
答弁（参事・総務課長事務取扱　石田博信君）　……４８
○豊田孝夫君（再質問）(2)選挙の投票率向上について　……４８
答弁（参事・総務課長事務取扱　石田博信君）　……４９
○豊田孝夫君（再質問）(2)選挙の投票率向上について　……５０
休憩・開議　……５０
石田参事・総務課長事務取扱発言　……５１
◎鈴木隆也君（一問一答）(1)物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用について　(2)八戸学院ひばり野西高校の開校について　…５１
答弁（町長　若宮佳一君）　……５２
○鈴木隆也君（再質問）(1)物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用について　……５５
答弁（参事・総合政策課長事務取扱　手倉森　崇君）　……５５
同じ（参事・総務課長事務取扱　石田博信君）　……５６
○鈴木隆也君（再質問）(1)物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用について　……５６
答弁（参事・総合政策課長事務取扱　手倉森　崇君）　……５６
○鈴木隆也君（再質問）(1)物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用について　……５７
答弁（参事・総合政策課長事務取扱　手倉森　崇君）　……５７
○鈴木隆也君（再質問）(1)物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用について　……５８
答弁（参事・総合政策課長事務取扱　手倉森　崇君）　……５８
○鈴木隆也君（再質問）(1)物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用について　……５９
答弁（参事・総合政策課長事務取扱　手倉森　崇君）　……６０
○鈴木隆也君（再質問）(2)八戸学院ひばり野西高校の開校について　……６０
答弁（参事・財政課長事務取扱　竹洞晴生君）　……６１
○鈴木隆也君（再質問）(2)八戸学院ひばり野西高校の開校について　……６１

答弁（総合政策課政策推進室長　中里　誠君）　……６１
○鈴木隆也君（再質問）(2)八戸学院ひばり野西高校の開校について　……６２
答弁（総合政策課政策推進室長　中里　誠君）　……６２
○鈴木隆也君（再質問）(2)八戸学院ひばり野西高校の開校について　……６２
答弁（教育委員会教育課長　櫻井篤史君）　……６３
○鈴木隆也君（再質問）(2)八戸学院ひばり野西高校の開校について　……６３
答弁（教育委員会教育課長　櫻井篤史君）　……６３
○鈴木隆也君（再質問）(2)八戸学院ひばり野西高校の開校について　……６３
答弁（総合政策課政策推進室長　中里　誠君）　……６４
○鈴木隆也君（再質問）(2)八戸学院ひばり野西高校の開校について　……６４
答弁（総合政策課政策推進室長　中里　誠君）　……６５
○鈴木隆也君（再質問）(2)八戸学院ひばり野西高校の開校について　……６６
答弁（町長　若宮佳一君）　……６６
○鈴木隆也君（再質問）(2)八戸学院ひばり野西高校の開校について　……６７
◎佐々木喜克君（一問一答）(1)五戸町環境美化条例について　(2)五戸町の公共交通の現状と将来展望について　……６７
答弁（町長　若宮佳一君）　……６８
○佐々木喜克君（再質問）(1)五戸町環境美化条例について　……７２
答弁（参事・健康増進課長事務取扱　川村　豊君）　……７２
○佐々木喜克君（再質問）(1)五戸町環境美化条例について　……７３
答弁（参事・健康増進課長事務取扱　川村　豊君）　……７３
○佐々木喜克君（再質問）(1)五戸町環境美化条例について　……７３
答弁（参事・健康増進課長事務取扱　川村　豊君）　……７４
○佐々木喜克君（再質問）(1)五戸町環境美化条例について　……７４
答弁（参事・健康増進課長事務取扱　川村　豊君）　……７４
○佐々木喜克君（再質問）(1)五戸町環境美化条例について　……７４
答弁（参事・健康増進課長事務取扱　川村　豊君）　……７４
○佐々木喜克君（再質問）(1)五戸町環境美化条例について　……７４
答弁（参事・健康増進課長事務取扱　川村　豊君）　……７５
○佐々木喜克君（再質問）(1)五戸町環境美化条例について　……７５

答弁（参事・健康増進課長事務取扱　川村　豊君）　……７５
○佐々木喜克君（再質問）(1)五戸町環境美化条例について　……７５
答弁（参事・健康増進課長事務取扱　川村　豊君）　……７５
○佐々木喜克君（再質問）(1)五戸町環境美化条例について　……７６
答弁（参事・健康増進課長事務取扱　川村　豊君）　……７６
○佐々木喜克君（再質問）(1)五戸町環境美化条例について　……７６
答弁（参事・健康増進課長事務取扱　川村　豊君）　……７６
○佐々木喜克君（再質問）(1)五戸町環境美化条例について　……７７
答弁（参事・健康増進課長事務取扱　川村　豊君）　……７７
○佐々木喜克君（再質問）(1)五戸町環境美化条例について　……７７
答弁（参事・健康増進課長事務取扱　川村　豊君）　……７８
○佐々木喜克君（再質問）(2)五戸町の公共交通の現状と将来展望について　……７８
答弁（参事・総合政策課長事務取扱　手倉森　崇君）　……７８
○佐々木喜克君（再質問）(2)五戸町の公共交通の現状と将来展望について　……７９
答弁（参事・総合政策課長事務取扱　手倉森　崇君）　……７９
○佐々木喜克君（再質問）(2)五戸町の公共交通の現状と将来展望について　……７９
答弁（総合政策課政策推進室長　中里　誠君）　……７９
○佐々木喜克君（再質問）(2)五戸町の公共交通の現状と将来展望について　……８０
答弁（参事・総合政策課長事務取扱　手倉森　崇君）　……８０
○佐々木喜克君（再質問）(2)五戸町の公共交通の現状と将来展望について　……８０
答弁（参事・総合政策課長事務取扱　手倉森　崇君）　……８０
○佐々木喜克君（再質問）(2)五戸町の公共交通の現状と将来展望について　……８１
一般質問終結　……８１
休会期間の決定　……８１
散会　……８１

□３月１１日（水曜日）第３号

議事日程　……８３
本日の会議に付した事件　……８３
出席議員　……８３

欠席議員 ……８４
事務局出席職員氏名 ……８４
説明のため出席した者の職氏名 ……８４
開議 ……８５
諸般の報告の朗読省略 ……８５
議案第２４号から議案第３０号まで一括議題 ……８５
　質疑（なし）・委員会付託省略・討論（なし） ……８５
　採決（原案可決） ……８５
議会案第１号議題 ……８６
　提案理由説明（中川原賢治君） ……８６
　質疑（なし）・討論（なし） ……８６
　採決（原案可決） ……８６
議案第４号から議案第２３号まで及び議案第３１号から議案第３８号まで一括議題 ……８７
　質疑（なし） ……８７
　予算特別委員会の設置について ……８７
　予算特別委員会の口頭招集 ……８７
　委員会付託 ……８７
休会期間の決定 ……８８
散会 ……８８

□３月１３日（金曜日）第４号

議事日程 ……８９
本日の会議に付した事件 ……８９
出席議員 ……８９
欠席議員 ……８９
事務局出席職員氏名 ……８９
説明のため出席した者の職氏名 ……８９
開議 ……９１
諸般の報告の朗読省略 ……９１

議案第３９号議題 ……９１
提案理由説明（町長　若宮佳一君） ……９１
質疑（なし） ……９２
委員会付託 ……９２
休会期間の決定 ……９３
散会 ……９３

□３月１６日（月曜日）第５号

議事日程 ……９５
本日の会議に付した事件 ……９５
出席議員 ……９５
欠席議員 ……９５
事務局出席職員氏名 ……９５
説明のため出席した者の職氏名 ……９６
開議 ……９７
諸般の報告の朗読省略 ……９７
議案第４号から議案第２３号まで及び議案第３１号から議案第３９号まで一括議題 ……９７
委員長報告（予算特別委員長　川﨑七洋君） ……９７
委員長報告（総務常任委員長　鈴木隆也君） ……９７
委員長報告（経済常任委員長　柏田匡智君） ……９８
委員長報告（民生常任委員長　豊田孝夫君） ……９８
委員長報告に対する質疑（なし）・討論（なし） ……９９
採決（原案可決） ……９９
議案第４０号議題 ……９９
提案理由説明（町長　若宮佳一君） ……９９
質疑（なし）・委員会付託省略・討論（なし） ……１００
採決（同意） ……１００
議員派遣の件について ……１００
委員会の閉会中の継続調査申出（総務、経済、民生、広報常任委員長及び議会運営

委員長）　……１０１
町長挨拶　……１０１
閉会宣告　……１０２
署名　……１０３

巻末掲載

第１６回臨時会閉会（２月９日）以後の諸般の報告（３４）　……１０５
常任委員一覧表　……１１０
令和８年３月５日以後の諸般の報告（３５）　……１１１
令和８年３月９日以後の諸般の報告（３６）　……１１３
議案付託表（１）　……１１４
令和８年３月１１日以後の諸般の報告（３７）　……１１６
議案付託表（２）　……１１７
令和８年３月１３日以後の諸般の報告（３８）　……１１８
委員会審査報告書（予算特別委員長）　……１１９
委員会審査報告書（予算特別委員長）　……１２０
委員会審査報告書（総務常任委員長）　……１２１
委員会審査報告書（経済常任委員長）　……１２３
委員会審査報告書（民生常任委員長）　……１２４
議員派遣の件について　……１２５
閉会中継続調査申出書（総務常任委員長）　……１２７
閉会中継続調査申出書（経済常任委員長）　……１２８
閉会中継続調査申出書（民生常任委員長）　……１２９
閉会中継続調査申出書（広報常任委員長）　……１３０
閉会中継続調査申出書（議会運営委員長）　……１３１

五 戸 町 議 会 第 １ ７ 回 定 例 会 会 議 録

令和８年３月　５日　　開会

令和８年３月１６日　　閉会

○　町長提出議案件名

議案第　４　号　田子高原広域事務組合規約の変更について

議案第　５　号　五戸町過疎地域持続的発展計画の策定について

議案第　６　号　工事請負契約の一部変更について（バ・オール建築等施設整備工事）

議案第　７　号　財産の無償譲渡について

議案第　８　号　五戸町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案

議案第　９　号　五戸町農産物直売等拠点施設設置条例案

議案第１０号　五戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

議案第１１号　五戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

議案第１２号　五戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

議案第１３号　五戸町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例案

議案第１４号　五戸町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例案

議案第１５号　五戸町指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部を改正する条例案

議案第１６号　五戸町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

議案第１７号　五戸町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案

議案第１８号　五戸町介護保険条例の一部を改正する条例案

議案第１９号　五戸町火入れに関する条例の一部を改正する条例案

議案第２０号　五戸町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案

議案第２１号　五戸町営住宅条例の一部を改正する条例案

議案第２２号　五戸町立学校設置条例の一部を改正する条例案

議案第２３号　五戸町暮らしの道路基金条例を廃止する条例案

議案第２４号　令和７年度五戸町一般会計補正予算（第７号）

議案第２５号　令和７年度五戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）

議案第２６号　令和７年度五戸町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

議案第２７号　令和７年度五戸町介護保険特別会計補正予算（第３号）

議案第２８号　令和７年度五戸町簡易水道事業会計補正予算（第２号）

議案第２９号　令和７年度五戸町下水道事業会計補正予算（第３号）

議案第３０号　令和７年度五戸町病院事業会計補正予算（第３号）

議案第３１号　令和８年度五戸町一般会計予算

議案第３２号　令和８年度五戸町後期高齢者医療特別会計予算

議案第３３号　令和８年度五戸町国民健康保険特別会計予算

議案第３４号　令和８年度五戸町介護保険特別会計予算

議案第３５号　令和８年度五戸町住宅用地造成事業等特別会計予算

議案第３６号　令和８年度五戸町ケーブルテレビ事業特別会計予算

議案第３７号　令和８年度五戸町簡易水道事業会計予算

議案第３８号　令和８年度五戸町下水道事業会計予算

（以上３５件３月５日提出）

議案第３９号　令和８年度五戸町病院事業会計予算

（以上１件３月１３日提出）

議案第４０号　監査委員の選任について

（以上１件３月１６日提出）

○　議員提出議案件名

議会案第　１　号　五戸町議会政務活動費の交付に関する条例の特例に関する条例案

（以上１件３月１１日提出）

五戸町議会第１７回定例会会議録　　第　１　号

五戸町告示第１６号

五戸町議会第１７回定例会を令和８年３月５日五戸町役場議場に招集する。

令和８年２月１７日

五戸町長　若　宮　佳　一

議　　事　　日　　程　　第　１　号

令和８年３月５日（木曜日）午前１０時開議

第　１　　会議録署名議員の指名について

第　２　　会期の決定について

第　３　　議案第４号から議案第３８号まで

（町長提出、提案理由説明）

第　４　　常任委員の選任について

第　５　　議会運営委員の選任について

○　本日の会議に付した事件

日程第　１　　会議録署名議員の指名について

日程第　２　　会期の決定について

日程第　３　　議案第４号から議案第３８号まで

（町長提出、提案理由説明）

日程第　４　　常任委員の選任について

日程第　５　　議会運営委員の選任について

○　応招議員　　１２名

○　出席議員　　１２名

議　長	川　村　浩　昭　君	副議長	松　山　泰　治　君
３　番	佐々木　喜　克　君	４　番	髙　奥　浩　明　君
５　番	柏　田　匡　智　君	６　番	川　﨑　七　洋　君

7　番	鈴木隆也君	8　番	大久保和夫君
9　番	豊田孝夫君	12　番	中川原賢治君
13　番	三浦專治郎君	14　番	三浦俊哉君

○　欠席議員　　な　し

○　事務局出席職員氏名

参事・議会事務局長 事務取扱	赤坂和浩君	主査	大澤翔太君

○　説明のため出席した者の職氏名

町長	若宮佳一君	参事・総務課長 事務取扱	石田博信君
参事・総合政策課長 事務取扱	手倉森　崇君	総合政策課 政策推進室長	中里　誠君
参事・財政課長 事務取扱	竹洞晴生君	税務課長	小野寺克仁君
福祉課長	赤坂哲也君	介護支援課長	佐々木　衛君
参事・健康増進課長 事務取扱	川村　豊君	参事・住民課長 事務取扱	志村　要君
農林課長	小村隆幸君	参事・建設整備課長 事務取扱	小保内一典君
参事・都市計画課長 事務取扱	高谷忠憲君	会計管理者	赤坂真弓君
参事・総合病院 事務局長事務取扱	上山貴久君		
教育委員会			
教育長	澤田　尚君	教育課長	櫻井篤史君
農業委員会			
会長	岩井壽美雄君	事務局次長	大沢直明君
選挙管理委員会			
委員長	根岸英治君		
代表監査委員	前田一馬君		

午前１０時　開議

○議長（川村浩昭君）　これより本日をもって招集されました五戸町議会第17回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしたとおりであります。

「諸般の報告」は、お手元に配付いたしておりますから、朗読は省略させていただきます。

〔諸般の報告（３４）　巻末掲載〕

○議長（川村浩昭君）　日程第１「会議録署名議員の指名について」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において髙奥浩明議員、柏田匡智議員及び川﨑七洋議員を指名いたします。

○議長（川村浩昭君）　日程第２「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から３月16日までの12日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川村浩昭君）　異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から３月16日までの12日間と決定いたしました。

○議長（川村浩昭君）　日程第３「議案第４号から議案第38号まで」の35件を一括して議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

若宮町長。

〔町長　若宮佳一君　登壇〕

○町長（若宮佳一君）　皆さん、おはようございます。

３月定例会、よろしくお願いいたします。

本日ここに、五戸町議会第17回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御多用の中を御出席いただきまして、厚くお礼申し上げます。

五戸町が大好きな若宮佳一です。59歳２か月になりました。

先日、消防団による初午行事が執り行われました。消防団におかれましては、日頃より町内での火災予防の意識を高めていただいていることに対しまして、改めて感謝を申し上げます。時節柄、空気が乾燥し、風の強い日も多くなります。町民皆様には、今一度、火の取扱いには十分気を付けていただきますようお願いいたします。

さて、昨年を振り返りますと、２月に岩手県大船渡市で発生した大規模な山火事をはじめ、８月は秋田県など、４年連続となる豪雨災害に見舞われ、県内では十和田市や新郷村の国道454号線が通行止めになるなどの被害を受けました。

また、12月８日深夜に青森県東方沖を震源として発生した地震は、最大震度６強の揺れを八戸市で、当町では震度５強を観測し、３名が負傷されたほか、住民の家財や公共インフラが被害を受けましたが、少しずつ元の生活に戻ってきていると思います。

今年の３月11日は、東日本大震災から15年目の節目の日です。改めて防災の意識を高めていく一年になることを望むものであります。

昨年11月に行われました東京2025デフリンピックにおいて、私たちのヒーロー佐々木琢磨さんが、見事に金メダルと銅メダルを獲得いたしました。期待に応える立派な走りの堂々とした戦いだったと思います。佐々木琢磨さんの努力と活躍を大いに讃え、先月21日に特別功労賞を授与いたしました。さらなる活躍をお祈りしております。

今定例会は、新年度各会計当初予算を始め、各般にわたる議案について御審議を願うものでありますが、議案の説明に入る前に町政の諸般の概要を報告し、私の令和８年度に向けての町政運営に臨む所信の一端と当初予算編成について申し述べ、御審議の参考に供したいと存じます。

始めに、水田農業政策についてであります。

青森県では、青森県農業再生協議会が国に代わって独自に市町村別の生産数量目標を設定し、情報提供という形で目標値を示しております。これを受け、青森県から五戸町へは前年度の目標値に比べ362トン多い4,467トン、面積換算では62ヘクタール多い765ヘクタールが配分されました。

町では本目標を水田農家に情報提供し、各農家の転作などの水稲営農計画の取りまとめを行っているところであります。

米価については、令和６年の夏頃から全国各地で米不足が発生し、価格が高騰しました。令和７年産米が流通してもなお、高値が継続しております。様々な要因が重なり米価へ大きく影響しておりますので、今後も転作を含めた、需要に合わせた主食用米の生産調整を進め

て頂きたいと思っております。

次に、総務省自治財政局が取りまとめた令和８年度地方財政計画の規模は102兆4,427億円で、前年度と比較しプラス5.5%、５兆3,783億円の増額、その内、地方交付税総額は20兆1,848億円で、前年度と比較しプラス6.5%、１兆2,274億円の増額となっております。

このような状況の中で、ロシアとウクライナの長引く戦争に続き、イスラエル・アメリカによるイランへの攻撃など、世界の情勢がさらに複雑化する環境の中において、国民生活は物価高騰や円安などの影響を受けております。

令和８年度の予算編成もその影響を受け、非常に厳しい財政運営の中での編成となりました。各団体や各事業の中において10%の補助金を削減していただくなど、町民皆様のご理解をいただきながらの予算編成になりました。庁内各課において、効率性や生産性を改めて見直した事務事業の中でのスタートとなります。

そういった中において、現在、病院事業の予算編成が遅れている状況でございます。議員各位、そして町民皆様には不安な状況を招いているわけであり、大変申し訳なく感じております。効率性や生産性をより追求しながらの予算編成を現在も行っている状況ですので、今しばらく上程をお待ちいただければ幸いに存じます。

厳しい財政運営を迫られる中においても、健全で持続可能な財政運営を確保するため、町税収入等の歳入規模に見合った歳出予算を念頭に予算編成を行った結果、新年度の一般会計予算の総額は、対前年度比7.2%増の112億8,506万９千円となりました。

それでは、令和８年度予算に計上した事業の概要と、私の所信の一端を申し述べます。

新たな時代を生きる子ども達や若者世代を育むとともに、町民の安心な暮らしと命・健康を守り、農業をはじめとする産業やまつり、文化・伝統、教育を次世代へつなぐための大切な一年にしたいと思います。

令和９年４月の統合川内小学校開校に向けた準備を加速させます。また、令和11年４月開校の統合五戸中学校は、校舎改築工事に取り掛かります。令和９年４月に学校法人光星学院が開校をめざす八戸学院ひばり野西高校ですが、令和８年度は法人が主体となり学生寮建設、校舎改修工事が行われます。町の支援策として、建物の無償譲渡の手続きに入ります。

また、野球場跡地を活用し、人工芝の多目的グラウンドを整備したいと考えております。地域スポーツクラブの活動や、高校部活動の活動拠点となり、地域のスポーツ振興に役立つ施設にしたいと考えております。施設整備の財源となる地域未来交付金や、日本サッカー協会の施設整備補助金採択へ向け、鋭意要望活動を行っております。

未来へつながる教育の町五戸の教育環境が、劇的に変化するための大切な１年になると考えております。

五戸まつりをはじめ、伝統行事や地域イベントなど、安全に配慮した開催を積極的に支援し、まつり、文化、伝統を次世代へ継承することを目指します。

国の令和７年度補正予算に盛り込まれました物価高騰対策の支援策としまして、商工会と連携したプレミアム商品券を、令和８年度年間を通じて利用できるように、現在調整中であり、年間６万セット発行を目標に進めてまいります。

農業分野では、令和６年度より収入保険の保険料掛金の補助制度を設けました。令和８年度も継続して実施してまいります。自然災害や病気の時など収入が減った時に、減った収入を補ってくれる保険制度ですので、農家の皆様方には安心して取り組んでもらいたいと思います。

昨年８月、神奈川県鎌倉市と農業連携協定を結びました。昨日、３月４日になりますが、五戸町の生産者のお米が、鎌倉市の学校給食で提供されました。給食１日分のお米ですが、大きな第一歩を踏み出したと思います。消費地の子ども達と五戸町の生産者との顔の見える関係になりました。少しずつ規模を拡大してお米の契約栽培へとつなげていきたいと思います。

また、今月24日に大阪府泉大津市の南出市長が来町し、農業連携協定を結ぶ予定になっております。泉大津市の消費地とも契約栽培へと進んで行ければ良いと考えております。

子育て支援については、令和６年10月より青森県と連携し、学校給食費の無償化を行っております。今年度も出産・子育て応援事業、新生児祝い金、保育料・副食費の無償化、高校生までのインフルエンザ予防接種と医療費無償化など、子育て支援は引き続き継続します。

五戸総合病院は、五戸地方の地域医療の拠点です。安定的経営を目指し、町民皆様の健康を守り、健康診断受診率向上を目指すところではありますが、コロナベッドの補助金制度が廃止になってから安定的な経営に苦慮しており、町からの基準外繰出金が多額な状況であり、現在の町の財政状況では病院を維持することすら難しい環境に追い詰められております。議員皆様方のご指導を仰ぎながら今後の経営判断につなげていきたいと考えております。

住民の皆様の利便性向上のため、７年度当初よりライフイベントに関連した行政手続のほとんどがワンストップで行える総合窓口を開設しております。さらなる行政サービスの向上に努めます。

令和８年10月開催される2026青の煌めきあおもり国民スポーツ大会の成功へ向け、準備を

加速させます。

令和７年度に整備した歴史みらいパーク図書館の「みらパ」と芝生内に整備した噴水広場ですが、子ども連れで楽しめる空間となっていますので、にぎわいづくりやイベントなどで活用していただきたいと思います。

上市川地区に建設している農産物直売施設「バ・オール」ですが、令和８年度お盆過ぎを目安に開業準備を進めています。皆様の期待に添える施設になるように進めてまいります。

これまで、町内各地区の地域性や特徴をいかし進めてきた取組みについて、町全体のバランスを意識しながら、さらなるにぎわいの創出や発展に最大限つながるよう、皆様の声に耳を傾けながら、皆様に寄り添いながら誠心誠意努力し続ける所存でございます。

以上、簡単ですが所信の一端を述べさせていただきました。

引き続き、町民皆様の安心な暮らしと健康を守り、文化・伝統を次世代と確実につなぎ、地域の経済やにぎわいを取り戻すことに全力を尽くしてまいります。

議員皆様、そして町民皆様の御理解と御支援、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、これより提出議案の概要について御説明申し上げます。

議案第４号は、田子高原広域事務組合規約の変更についてであります。

田子高原広域事務組合における関係町村の分担金算出項目基礎の一部を見直すとともに、将来の財政需要に向けた基金積立に関する支弁方法の整備を行うため、地方自治法第286条第２項及び第290条の規定に基づき議会の議決を要するため、提案するものであります。

議案第５号は、五戸町過疎地域持続的発展計画の策定についてであります。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、令和８年度から令和12年度までの５か年を計画期間とした五戸町過疎地域持続的発展計画を策定するため、提案するものであります。

議案第６号は、工事請負契約の一部変更についてであります。

五戸町議会第11回臨時会において原案可決したバ・オール建築等施設整備工事に一部設計内容の変更が生じ、契約額を改めるため提案するものであります。

議案第７号は、財産の無償譲渡についてであります。

旧五戸高等学校の建物等について、学校法人光星学院へ無償譲渡するため提案するものであります。

議案第８号は、五戸町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案であります。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律による乳児等のための支援給付の創設に伴い、特定乳児等通園支援事業に係る基準を制定するため、提案するものであります。

議案第９号は、五戸町農産物直売等拠点施設設置条例案であります。

五戸町農産物直売等拠点施設を新たに設置し、その管理運営等について必要な事項を定めるため提案するものであります。

議案第10号は、五戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案であります。

地方公共団体情報システムの標準化による住登外者宛名番号管理機能の搭載があり、一部事業での利用に際し所要の改正を行う必要があります。また、五戸町子ども医療費給付事業を実施するに当たり、所要の改正を行う必要があるため提案するものであります。

議案第11号は、五戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案であります。

令和７年10月６日付けの青森県人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告に伴い、職員の通勤手当制度を改めるため提案するものであります。

議案第12号は、五戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案であります。

五戸町職員の給与に関する条例改正に伴い、会計年度任用職員の給料表を改めるため提案するものであります。

議案第13号は、五戸町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例案であります。

職員等の旅費及び費用弁償について、原則として現に支払った額に基づき支給するため、その種目及び内容の見直しを行うとともに、その他所要の改正を行う必要があるため提案するものであります。

議案第14号は、五戸町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例案であります。

長期継続契約における契約期間の制限を緩和するため提案するものであります。

議案第15号は、五戸町指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部を改正する条例案であります。

地方自治法第244条第１項の規定により、五戸町農産物直売等拠点施設を公の施設として新たに設置するため提案するものであります。

議案第16号は、五戸町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一

部を改正する条例案であります。

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第17号は、五戸町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案であります。

国民年金法等の一部を改正する法律の改正に伴う語句の整理及び法令明記による語句の整理のため提案するものであります。

議案第18号は、五戸町介護保険条例の一部を改正する条例案であります。

介護保険法施行令の一部改正に伴い、条例について所要の改正を行う必要が生じたため提案するものであります。

議案第19号は、五戸町火入れに関する条例の一部を改正する条例案であります。

火入れの中止に係る要件について、所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第20号は、五戸町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案であります。

道路法施行令が改正され、国の道路占用料が令和８年４月に改定されることに伴い、五戸町道路占用料についても適正な料金に改正するため提案するものであります。

議案第21号は、五戸町営住宅条例の一部を改正する条例案であります。

子育て世帯等への入居収入基準における裁量階層の活用及び基準額の引上げ並びに単独住宅家賃の明確化のため、所要の改正を行う必要があることから提案するものであります。

議案第22号は、五戸町立学校設置条例の一部を改正する条例案であります。

切谷内小学校及び上市川小学校を廃止統合し、令和９年４月１日付けで新たに川内小学校を設置するとともに、令和11年４月１日付けで川内中学校及び倉石中学校を五戸中学校に統合するに当たり、所要の改正を行う必要があることから提案するものであります。

議案第23号は、五戸町暮らしの道路基金条例を廃止する条例案であります。

五戸町暮らしの道路基金による歩道等の整備を終了するため、その整備目的に関する条例を廃止する必要があることから提案するものであります。

議案第24号は、令和７年度五戸町一般会計補正予算であります。

歳入歳出それぞれ５億2,719万４千円を追加し、その結果、予算総額を117億7,434万円とするものであります。

歳入の主なるものとしまして、地方交付税の追加交付、国庫補助金の増額、財政調整基金からの繰入金の増額によるものであります。

歳出の主なるものとしまして、２款総務費では町有施設撤去工事費358万６千円及び減債

基金積立金1,697万１千円を追加、定額減税補足給付金1,384万円及び戸籍総合システム更新業務委託料303万６千円を減額するものであります。

３款民生費では、重度心身障がい者医療費給付費566万９千円及び介護保険特別会計繰出金906万４千円を減額、子どものための教育・保育給付費3,644万９千円を追加及び児童手当2,506万円を減額するものであります。

４款衛生費では、医師派遣事業費負担金1,813万６千円を減額、病院事業会計負担金４億6,765万８千円を追加、がん検診業務委託料337万４千円、予防接種業務委託料1,465万円、高齢者定期予防接種業務委託料2,419万４千円及びインフルエンザ予防接種助成金405万２千円を減額、簡易水道事業会計負担金4,371万２千円及び下水道事業会計負担金1,127万７千円を追加、妊産婦・乳児委託健康診査業務委託料464万５千円を減額するものであります。

６款農林水産業費では、新規就農者育成総合対策事業費補助金337万５千円を減額、下水道事業会計負担金5,070万２千円を追加、中山間地域等直接支払交付金1,583万７千円及び中山間地域総合整備事業用地費579万８千円を減額、中山間地域総合整備事業費負担金450万６千円を追加、立竹木等移転補償費1,803万９千円を減額、森林整備事業費補助金578万７千円を追加するものであります。

８款土木費では、道路環境整備業務委託料800万円を追加、町道舗装修繕工事費800万円、過疎対策道路事業に係る町道道路改良工事費及び町道舗装補修工事費合わせて7,600万７千円及び電柱等移転補償費555万２千円を減額、橋梁補修測量調査設計業務委託料400万４千円及び下水道事業会計負担金3,283万６千円を追加、町営住宅二本柳団地屋根外壁改修工事費1,190万２千円を減額するものであります。

９款消防費では、ごのへ防災マップ作成業務委託料594万円を追加するものであります。

10款教育費では、奨学資金貸付金816万円を減額、五戸中学校改築工事監理業務委託料458万４千円及び五戸中学校改築工事費２億35万５千円を追加、歴史みらいパーク施設整備工事費1,255万５千円を減額するものであります。

議案第25号は、令和７年度五戸町後期高齢者医療特別会計補正予算であります。

歳入歳出それぞれ140万９千円を減額し、その結果、予算総額を５億9,827万７千円とするものであります。

歳出の主なるものは、一般会計繰出金140万９千円を減額するものであります。

議案第26号は、令和７年度五戸町国民健康保険特別会計補正予算であります。

歳入歳出それぞれ369万６千円を減額し、その結果、予算総額を21億3,073万６千円とする

ものであります。

歳出の主なるものは、直営診療施設勘定繰出金227万５千円を減額するものであります。

議案第27号は、令和７年度五戸町介護保険特別会計補正予算であります。

歳入歳出それぞれ4,065万４千円を減額し、その結果、予算総額を25億1,317万８千円とするものであります。

歳出の主なるものは、居宅介護サービス給付費670万円、居宅介護サービス計画給付費940万円及び介護予防サービス給付費1,434万円を減額するものであります。

議案第28号は、令和７年度五戸町簡易水道事業会計補正予算であります。

収益的収入及び支出において、収益的収入を4,371万２千円増額、収益的支出を13万６千円増額し、その結果、収入総額１億1,754万４千円に対し支出総額１億2,557万２千円となり、802万８千円の収入不足となるものであります。

議案第29号は、令和７年度五戸町下水道事業会計補正予算であります。

収益的収入及び支出において、収益的収入を1,704万３千円減額、収益的支出を143万円増額し、その結果、収入総額４億2,051万１千円に対し支出総額４億4,429万円となり、2,377万９千円の収入不足となるものであります。

資本的収入及び支出では、資本的収入を6,498万２千円増額、資本的支出を4,172万９千円減額し、その結果、収入総額１億5,454万４千円に対し支出総額２億9,729万円となり、収支差引不足額１億4,274万６千円は損益勘定留保資金で補填するものであります。

議案第30号は、令和７年度五戸町病院事業会計補正予算であります。

収益的収入及び支出でありますが、収入は、病院医業収益2,225万７千円を増額、病院医業外収益235万７千円を減額、健診センター医業収益18万６千円を減額及び特別利益４億6,734万３千円を増額し、総額20億228万６千円といたしました。

支出は、病院医業費用6,285万８千円を減額、病院医業外費用375万４千円を減額、健診センター医業費用416万９千円を減額、健診センター医業外費用103万６千円を減額及び特別損失176万４千円を減額し、総額23億7,534万５千円といたしました。

資本的収入及び支出では、収入は、企業債１億9,930万円を減額、出資金31万５千円を増額し、総額１億6,745万２千円といたしました。

支出は、建設改良費１億9,023万５千円を減額及び投資140万円を減額し、総額２億3,997万１千円とするもので、収支差引不足額7,251万９千円は損益勘定留保資金で補填するものであります。

次に、新年度の各会計当初予算について御説明申し上げます。

議案第31号は、令和８年度五戸町一般会計予算であります。

予算規模についてですが、112億8,506万９千円で、前年度に比べ７億5,873万２千円の増、伸び率はプラス7.2％となりました。

歳入でありますが、自主財源は27億3,815万６千円で、構成比は24.3％、前年度に比べ２億5,171万４千円の増となり、伸び率はプラス10.1％であります。うち町税は前年度比プラス1.9％の13億6,102万８千円を見込んでおります。

一方、依存財源は85億4,691万３千円で、構成比は75.7％、前年度に比べ５億701万８千円の増、率にしてプラス6.3％であります。

次に、歳出でありますが、人件費、物件費及び扶助費など消費的経費は66億1,415万２千円で、構成比58.7％、前年度に比べ9,213万１千円の増、率にしてプラス1.4％であります。

投資的経費は22億5,091万１千円で、構成比19.9％、前年度に比べ６億3,701万６千円の増、率にしてプラス39.5％であります。

その他の経費は24億2,000万６千円で、構成比21.4％、前年度に比べ2,958万５千円の増、率にしてプラス1.2％であります。

それでは、各款の主なる事業等について申し上げます。

２款総務費では、公有施設個別施設計画改定支援業務委託料440万円、減債基金積立金6,690万円、ＰＲチラシ作成業務委託料104万円、ふるさと納税自販機導入業務委託料921万８千円、ご当地ナビアプリ導入業務委託料356万９千円、産直システム導入業務委託料2,325万７千円、飲食用システム導入業務委託料488万３千円、防犯カメラ・機械警備導入業務委託料163万４千円、ネットワーク構築工事費374万９千円、バ・オール備品1,491万６千円、総合行政システム機器更新業務委託料603万３千円、地域イントラ機器更新業務委託料471万９千円であります。

３款民生費では、重度心身障がい者医療費給付費3,630万円、障害者自立支援給付費５億9,130万円、放課後児童クラブ運営業務委託料3,940万３千円、ひとり親家庭等医療給付費1,321万２千円、障がい児通所給付費5,110万円、一時預かり事業費補助金1,314万４千円、子どものための教育・保育給付費６億2,112万７千円、子育てのための施設等利用給付費350万５千円、子育て支援副食費877万５千円及び乳児等通園支援給付費158万４千円であります。

４款衛生費では、医師派遣事業費負担金4,323万８千円、特定健康診査手数料1,064万５千円、がん検診業務委託料1,335万４千円、予防接種業務委託料2,822万４千円、高齢者定期予

防接種業務委託料3,301万７千円、インフルエンザ予防接種助成金874万７千円、妊産婦・乳児委託健康診査業務委託料857万９千円、乳幼児等医療費給付費4,450万円、妊婦支援給付金550万円及び斎場火葬炉等修繕工事費1,548万８千円であります。

６款農林水産業費では、コメサミット負担金３万円、収入保険加入推進事業費補助金981万７千円、新規就農者育成総合対策事業費補助金1,125万円、経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金484万２千円、通作条件整備事業調査計画業務委託料1,189万１千円、中山間地域等直接支払交付金2,258万３千円、中山間地域総合整備事業用地費700万円、中山間地域総合整備事業費負担金3,198万円、立竹木等移転補償費4,300万円及び森林経営管理集積計画森林調査業務委託料484万円であります。

７款商工費では、特別保証制度保証料補助金713万９千円、プレミアム商品券発行事業補助金6,777万円、商工振興対策事業費交付金500万円、事業活性化資金特別保証制度貸付金及び小口資金特別保証制度貸付金合わせて2,800万円、五戸まつり事業費補助金460万円、ごのへ夏まつり事業費補助金440万円及び町観光振興事業費補助金1,040万円であります。

８款土木費では、急傾斜地崩壊対策事業費負担金400万円、道路環境整備業務委託料3,305万円、町道維持修繕工事費1,450万円、町道舗装修繕工事費9,820万円、町道道路改良工事費4,700万円、町道舗装補修工事費2,100万円、橋梁定期点検・長寿命化修繕計画策定業務委託料2,993万１千円、橋梁補修工事費8,100万円、まちづくりコーディネーター業務委託料494万５千円、危険空き家解体費用補助金800万円、ひばり野公園陸上競技場フェンス修繕工事費199万２千円、ひばり野公園陸上競技場車止め更新工事費99万３千円、ひばり野公園陸上競技場水飲み場改修工事費204万６千円及び町営住宅二本柳団地屋根外壁改修工事費4,999万５千円であります。

９款消防費では、八戸地域広域市町村圏事務組合負担金３億281万９千円、消防団員報酬及び出動報酬合わせて4,047万８千円、県防災情報ネットワーク整備事業費負担金63万円及び防火水槽更新工事費1,603万８千円であります。

10款教育費では、セキュリティ機器入替作業業務委託料311万３千円、電子黒板購入費1,072万５千円、管内小学校施設改修工事費1,739万６千円、令和９年４月の川内小学校開校に向けた各種工事費合わせて3,723万４千円、管内中学校長寿命化計画更新業務委託料337万７千円、管内中学校施設改修工事費230万６千円、五戸中学校改築工事監理業務委託料2,245万９千円、五戸中学校改築工事費12億3,294万１千円、町有文化財受託研究業務委託料247万円、消火用水中ポンプ交換工事費243万５千円、明治天皇田の草取天覧御聖蹟碑撤去工事費

11万９千円、上村カシワの木支柱更新工事費63万８千円、ごのへ郷土館エアコン設置工事費77万円、町立公民館及び体育センターの各種工事費合わせて618万２千円、歴史みらいパーク施設整備工事費147万２千円、五戸小学校相撲場解体工事費181万５千円、多目的グラウンド新設工事費３億7,730万円、第80回国民スポーツ大会五戸町実行委員会補助金4,246万６千円及び空調機更新工事費2,420万円であります。

12款公債費では、償還元金合わせて９億4,672万７千円及び償還利子合わせて5,630万６千円であります。

次に、特別会計予算でありますが、５つの特別会計予算総額は51億9,570万４千円で、前年度に比べ２億2,861万５千円の増、率にしてプラス4.6％であります。

議案第32号は、令和８年度五戸町後期高齢者医療特別会計予算であります。

予算総額は６億90万８千円で、前年度に比べ6,299万９千円の増、率にしてプラス11.7％であります。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金が５億6,464万３千円で、全体の94.0％を占め、歳入財源は、後期高齢者医療保険料及び繰入金等を充てるものであります。

議案第33号は、令和８年度五戸町国民健康保険特別会計予算であります。

予算総額は20億8,475万５千円で、前年度に比べ１億6,507万円の増、率にしてプラス8.6％であります。

歳出では、保険給付費が15億3,862万２千円で、全体の73.8％を占め、そのほか国民健康保険事業費納付金が４億6,328万７千円で、構成比22.2％であります。

歳入財源は、国民健康保険税、県支出金及び繰入金等を充てるものであります。

議案第34号は、令和８年度五戸町介護保険特別会計予算であります。

予算総額は24億7,325万３千円で、前年度に比べ108万５千円の増であります。

歳出では、保険給付費が22億4,453万７千円で、全体の90.8％を占め、歳入財源は、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金等を充てるものであります。

議案第35号は、令和８年度五戸町住宅用地造成事業等特別会計予算であります。

予算総額は１千円で、前年度に比べ139万９千円の減、率にしてマイナス99.9％であります。

議案第36号は、令和８年度五戸町ケーブルテレビ事業特別会計予算であります。

予算総額は3,678万７千円で、前年度に比べ86万円の増、伸び率にしてプラス2.4％であります。

歳出の主なるものは、五戸ケーブルテレビ事業費で、全体の99.4％を占め、歳入財源は負担金、使用料及び繰入金等を充てるものであります。

議案第37号は、令和８年度五戸町簡易水道事業会計予算であります。

業務の予定量ですが、給水戸数は1,181戸、年間総給水量は19万6,035㎥見込みました。

収益的収入及び支出では、収入総額8,321万８千円に対し、支出総額１億2,062万４千円となり、3,740万６千円の収入不足となるものであります。

資本的収入及び支出では、収入総額998万２千円に対し、支出総額は2,608万９千円となり、収支差引不足額1,610万７千円は、損益勘定留保資金で補填するものであります。

なお、収益的収入及び資本的収入のうち、一般会計からの繰入金は、補助金と出資金合わせまして1,086万６千円となるものであります。

議案第38号は、令和８年度五戸町下水道事業会計予算であります。

業務の予定量ですが、排水戸数は、公共下水道事業1,806戸、農業集落排水事業674戸、浄化槽事業68戸、年間総排水量は、公共下水道事業32万6,080㎥、農業集落排水事業15万8,730㎥、浄化槽事業２万2,032㎥を見込みました。

収益的収入及び支出では、収入総額３億5,769万３千円に対し、支出総額４億5,726万５千円となり、9,957万２千円の収入不足となるものであります。

資本的収入及び支出では、収入総額9,783万円に対し、支出総額は３億3,654万８千円となり、収支差引不足額２億3,871万８千円は、損益勘定留保資金で補填するものであります。

なお、収益的収入及び資本的収入のうち、一般会計からの繰入金は、補助金と出資金合わせまして１億7,742万６千円となるものであります。

以上、提出議案の概要について御説明申し上げましたが、細部につきましては御審議の段階で補足いたしたいと存じますので、よろしく御審議の上、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

〔町長　若宮佳一君　降壇〕

○議長（川村浩昭君）　次に、日程第４「常任委員の選任について」を議題といたします。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第８条第２項の規定により、お手元に配付の常任委員一覧表のとおり、それぞれ指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川村浩昭君）　異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員に選任することに決定しました。

常任委員長及び副委員長の互選については、委員会条例第９条第２項の規定により、委員会において互選することになっております。各常任委員会の委員長の互選についての委員会を開会するため、この席上より口頭をもって各常任委員会を招集いたします。

本会議散会後、総務常任委員会は３階会議室、経済常任委員会は議会図書室、民生常任委員会は第３委員会室において、それぞれ開催いたします。

さらに、３常任委員会を閉会後、広報常任委員会を３階会議室において開催いたしますから、御了承願います。

○議長（川村浩昭君）　日程第５「議会運営委員の選任について」を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第８条第２項の規定により、お手元に配付の議会運営委員一覧表のとおり指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川村浩昭君）　異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を、議会運営委員に選任することに決定しました。

議会運営委員長及び副委員長の互選については、委員会条例第９条第２項の規定により、委員会において互選することになっております。

議会運営委員会の委員長の互選について及び議会案についての委員会を開催するため、この席上より口頭をもって議会運営委員会を招集いたします。

広報常任委員会終了後、議会運営委員会を３階会議室において開催いたしますから、御了承願います。

○議長（川村浩昭君）　明６日から８日までは議案調査のため休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川村浩昭君）　異議なしと認めます。

よって、明６日から８日までは休会とすることに決定しました。

○議長（川村浩昭君）　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

来る３月９日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午前１０時５６分　散会

五戸町議会第１７回定例会会議録　　第　２　号

議　　事　　日　　程　　第　２　号

令和８年３月９日（月曜日）午前１０時開議

第　１　　一般質問について

○　本日の会議に付した事件

日程第　１　　一般質問について

（髙奥浩明君、豊田孝夫君、鈴木隆也君及び佐々木喜克君の各議員）

○　出席議員　　１２名

議　長	川村浩昭君	副議長	松山泰治君
３　番	佐々木喜克君	４　番	髙奥浩明君
５　番	柏田匡智君	６　番	川﨑七洋君
７　番	鈴木隆也君	８　番	大久保和夫君
９　番	豊田孝夫君	１２番	中川原賢治君
１３番	三浦専治郎君	１４番	三浦俊哉君

○　欠席議員　　な　し

○　事務局出席職員氏名

参事・議会事務局長 事務取扱	赤坂和浩君	主　　査	大澤翔太君

○　説明のため出席した者の職氏名

町　　長	若宮佳一君	参事・総務課長 事務取扱	石田博信君
参事・総合政策課長 事務取扱	手倉森　崇君	総合政策課 政策推進室長	中里　誠君
参事・財政課長 事務取扱	竹洞晴生君	税務課長	小野寺克仁君
福祉課長	赤坂哲也君	介護支援課長	佐々木　衛君

参事・健康増進課長 事務取扱	川村　豊君	参事・住民課長 事務取扱	志村　要君
農林課長	小村隆幸君	参事・建設整備課長 事務取扱	小保内一典君
参事・都市計画課長 事務取扱	高谷忠憲君	会計管理者	赤坂真弓君
参事・総合病院 事務局長事務取扱	上山貴久君		
教育委員会			
教育長	澤田　尚君	教育課長	櫻井篤史君
農業委員会			
会長	岩井壽美雄君	事務局次長	大沢直明君
選挙管理委員会			
委員長	根岸英治君		
代表監査委員	前田一馬君		

午前１０時　開議

○議長（川村浩昭君）　これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしたとおりであります。

御報告いたします。

３月５日の各常任委員会及び議会運営委員会において委員長、副委員長の互選を行った結果、総務常任委員長に鈴木隆也委員、同副委員長に佐々木喜克委員、経済常任委員長に柏田匡智委員、同副委員長に松山泰治委員、民生常任委員長に豊田孝夫委員、同副委員長に三浦專治郎委員、広報常任委員長に髙奥浩明委員、同副委員長に佐々木喜克委員、議会運営委員長に中川原賢治委員、同副委員長に豊田孝夫委員、以上のとおり、それぞれ当選した旨の報告がありました。

○議長（川村浩昭君）　そのほか「諸般の報告」については、お手元に配付いたしておりますから、朗読は省略させていただきます。

〔諸般の報告（３５）　巻末掲載〕

○議長（川村浩昭君）　日程第１「一般質問について」を行います。

最初に、髙奥浩明議員の発言を許します。

質問方式は一問一答です。

髙奥浩明議員。

〔４番　髙奥浩明君　登壇〕

○４番（髙奥浩明君）　議席番号４番、髙奥浩明でございます。

五戸町第17回定例会におきまして、議長のお許しを得ましたので、一般質問を行います。

今年に入り、アメリカによるベネズエラの大統領の拉致、イラン最高指導者の殺害など国内法、国際法をないがしろにした事件が起きており、それぞれの国にどのような背景があったとしても、法を軽んじる姿勢は決して容認されるものではありません。この場でこのことに触れざるを得ないのは非常に残念なことであります。

我々は法治国家の一員として、法を尊重し、問題は話し合うことで解決していかなければならない、そう思っております。

では、質問に入ります。

第１点目、五戸町公式ＳＮＳの活用について、第２点目、リチウムイオン電池使用機器の

廃棄・回収についての２点でございます。

第１点目、五戸町公式ＳＮＳの活用について。

ＳＮＳとはソーシャルネットワーキングサービスのことで、スマホやパソコンを使った井戸端会議、回覧版といったようなものです。

最近の、ポータルサイトとなりつつあるＬＩＮＥを中心とした五戸町の公式ＳＮＳの状況について伺います。ポータルサイトとは、スマホやパソコンでの役場の総合案内所のことを意味しております。言い直すと「最近のスマホ、パソコンでの総合案内所となりつつある井戸端会議場、ＬＩＮＥを中心とした五戸町の井戸端会議、回覧版の状況について伺います」ということになります。

人口規模が大きく異なる八戸市を除いた八戸圏域、三戸郡の町村とおいらせ町になりますが、2023年12月の時点で公式ＬＩＮＥを運用していたのは五戸町、三戸町、おいらせ町の３自治体で、登録者数は五戸町116名で、三戸町650名、おいらせ町671名より少なかったものの、五戸町の公式ＬＩＮＥの運用は八戸圏域では先行しておりました。さて、2026年２月20日の時点では、五戸町、三戸町、おいらせ町、南部町、田子町、新郷村が公式ＬＩＮＥを運用しており、階上町は３月中に町の公式アプリをリリースする予定になっております。

各自治体の公式ＬＩＮＥの登録者数はどうなっているでしょう。五戸町394名に対して三戸町1,333名、おいらせ町1,484名、南部町938名、田子町1,003名、新郷村403名と、全て五戸町よりも登録者数が多くなっております。2023年に先行していた三戸町、おいらせ町には引き離され、後発の南部町、田子町、新郷村には追い抜かれてしまった、そんな現状です。

今年に入ってから２月20日までの投稿日数、投稿された日が何日あったか、投稿記事数を三戸町と比較してみました。五戸町は６日、投稿記事８件に対し三戸町は13日、投稿記事37件と、投稿日数では半分弱、投稿記事数では５分の１となっております。この投稿日数、投稿記事数の差も登録者数の差の一因ではないでしょうか。

公式ＳＮＳは住民に必要な情報を届け、関係人口を増やすためにも重要なツールとなってきております。つきましては五戸町における公式ＳＮＳの状況について伺います。

１つ目、五戸町公式ＳＮＳの目的及び目標、イメージしている目標達成時の状態、また、目標に対して現状をどう評価しているか。

２つ目、五戸町公式ＳＮＳに掲載している記事の選別基準について、どのような情報を掲載しているのか、制約の有無などについて。

３つ目、五戸町公式ＬＩＮＥの登録者数を増やすための施策及び投稿数を増やすための施

策について。

第２点目、リチウムイオン電池使用機器の廃棄・回収について。

リチウムイオン電池はエネルギー密度が高い、これはたくさんの電気を蓄えられることを示しておりますが、ことから、ノートパソコン、スマートフォン、モバイルバッテリーなどに欠かすことのできない部品となっております。しかし、使い方を誤ると発火することがあり、国交省では飛行機内へのモバイルバッテリーの持込みに制限をかけ、使用を控えるよう要請する規制の強化を進めております。

総務省消防庁によると、2024年のリチウムイオン電池による火災は982件、うち５件は青森県で発生しております。2023年比1.3倍に増加しております。青森県内では2020年に青森市清掃工場で、2024年に弘前市環境整備センターで、2025年に六ヶ所村ごみ焼却リサイクル施設でリチウムイオン電池が原因と見られる大規模な火災が発生しております。青森市清掃工場では火災の対策工事に10億円を要し、ようやく2025年に施設使用が再開されております。

施設で火災が発生すると修理に長い期間を要し、膨大な修繕費が必要となります。五戸町が加入している十和田地域広域事務組合におきましても、清掃車、施設での出火が発生しております。

一方、リチウム電池からはニッケルやコバルトなどのレアメタルをリサイクルすることができるため、一部では回収も行われております。

つきましては、五戸町でのリチウムイオン電池使用機器の廃棄・回収につきまして伺います。

１つ目、リチウムイオン電池が原因と考えられる近隣自治体での一般家庭、事務所及びごみ焼却施設での火災事故の発生状況、及び十和田ごみ焼却施設での青森市清掃工場のような大規模な火災発生の可能性について。

２つ目、リチウムイオン電池を使用している機器のリサイクルマークの有無、膨張状態の有無で廃棄・回収方法は異なると考えられますが、各状態での廃棄・回収方法について。

３つ目、毎年配付されている「家庭ごみの出し方」に、リチウムイオン電池のように記載されていない分別不明ごみがありますが、そのごみの分別について。

以上２点につきまして、御答弁よろしくお願いいたします。

〔４番　髙奥浩明君　降壇〕

○議長（川村浩昭君）　若宮町長。

〔町長　若宮佳一君　登壇〕

○町長（若宮佳一君）　おはようございます。本日の一般質問、よろしくお願いいたします。

髙奥浩明議員の質問にお答えいたします。

質問事項１項めの、五戸町公式ＳＮＳの活用についての質問の１点目の、五戸町公式ＳＮＳの目的及び目標、イメージしている目標達成時の状態、また、目標に対して現状をどう評価しているのかの御質問にお答えいたします。

五戸町公式ＳＮＳの目的は、関係人口、交流人口の増加を狙ったものであり、情報発信をするためソーシャルメディア４つのサービスを開設し、令和４年３月に立ち上げ、運用しております。

五戸町公式ＳＮＳの開設時、目標について明記したものはありませんが、フォロワー数100人を目指しておりました。「町の行政情報やイベント等、情報発信力の強化」としており、イメージしている目標達成時の状態については「各公式アカウントのフォロワー数の増加」としております。

現状をどう評価しているかについては、各公式アカウントのフォロワー数の増減状況を確認し、イベント等の周知だけではなく開催当日の様子をインスタグラムのストーリーに発信するなどの見直しを行い、各公式ＳＮＳアカウントのフォロワー数の増加を図ってまいりたいと考えております。

次に２点目の、五戸町公式ＳＮＳに掲載している記事の選別基準について、どのような情報を掲載しているのか、制約の有無などについての御質問にお答えいたします。

五戸町公式ＳＮＳに掲載している記事の選別基準は、五戸町総合政策課ソーシャルメディア運用手順に基づくものであります。以下の６項目から成る投稿内容について掲載可能としております。１つ目として、当町の行政情報に関する記事。２つ目として、当町の行催事等のイベントに関する記事。３つ目、当町らしさのある地域情報に関する記事。４つ目、五戸町内の情報で、多くの利用者にとって有益と思われる記事。５つ目、五戸町内で発生した地震や大雨、暴風などの気象情報の記事。６つ目として、その他総合政策課長が適当と認めるもの。以上であります。

町の広報紙において掲載可能なものであれば、全てソーシャルメディアで配信可能と考えております。また、行政が発する情報として社会通念上、不適切でなければ、民間情報も発信できるものと考えております。

掲載手続の仕方については、町公式ＳＮＳ掲載依頼書を総合政策課に提出してもらい、その後に課内で掲載可否の判断をしているものであります。

次に３点目の、五戸町公式ＬＩＮＥの登録数を増やすための施策及び投稿数を増やすための施策についての御質問にお答えいたします。

町内での五戸町公式ＳＮＳの認知度を上げるために、来月発行の広報ごのへ４月号にＱＲコードの掲載を予定しております。また、役場内での五戸町公式ＳＮＳ投稿に対する敷居を下げるよう、定期的に役場庁舎内において周知し、情報収集への協力を促したいと考えております。

このほかに現在取り組んでいる施策は、五戸のおんこちゃん付箋ノベルティグッズに五戸町公式ＳＮＳのＱＲコードを記載し、ＰＲしております。また、ふるさと納税の返礼品と一緒に五戸町公式ＳＮＳのＱＲコードを添付したＡ５サイズのチラシを封入し、ＰＲしております。

五戸町総合政策課ソーシャルメディア運用手順に基づき、このような取組を継続実施し、五戸町公式ＳＮＳによる情報発信をしていくことで、登録数、投稿数の増につながるものと考えております。

次に２項めの、リチウムイオン電池使用機器の廃棄・回収についての質問にお答えします。

１点目の、リチウムイオン電池が原因と考えられる近隣自治体での一般家庭、事業所及びごみ焼却施設などの火災事故の発生状況、及び十和田ごみ焼却施設での火災発生の可能性についての御質問にお答えいたします。

過去３年間のリチウムイオン電池が原因と思われる近隣市町村における火災状況ですが、八戸地域広域市町村圏事務組合管内では一般住宅でぼや１件、全焼１件。事業所関係では、ぼや２件及び車両火災の全損が１件。中部上北広域事務組合管内では一般住宅でぼや１件が発生しております。十和田地域広域事務組合管内においては、一般住宅、事業所関係での火災等については発生が確認されておりません。なお、当町におきましては、令和８年１月に一般住宅においてぼや１件が発生しております。

次に、過去３年間のリチウムイオン電池が原因と思われるごみ収集・焼却施設等での事故、火災等の状況ですが、八戸地域広域市町村圏事務組合管内ではごみ収集運搬車両火災、全損が１件、リサイクル工場等で小規模な発煙１件、中部上北広域事業組合管内では清掃センターごみ処理施設でぼや３件、及び十和田地域広域事務組合管内ではごみ収集運搬車両火災、小損が１件、ごみ焼却施設での回転式破砕機内での小規模爆発が１件確認されております。

なお、各ごみ処理施設の破砕作業中において、件数は集計していないとのことですが、小規模な発火や火花等が通常の業務内において不定期に発生していると伺っております。

次に、十和田ごみ焼却施設での火災発生の可能性についてですが、リチウムイオン電池は大容量の電力を蓄え、繰り返し充電して使える便利な電池であり、モバイルバッテリー、スマートフォン、ゲーム機器及び電子たばこなど私たちの身の回りの多くの製品に使われていることから、不適切な処理により、収集・運搬中及び施設内での選別・粉砕中に衝撃や破損による発火が予想されます。また、県内においても大規模な火災が複数の施設で発生しており、ごみの受入れ停止や、多額の資金を費やし修繕している施設が見られていることから、十和田ごみ焼却施設においても大規模な事故、火災等につながる可能性は考えられると思われます。

次に２点目の、リチウムイオン電池を使用している機器のリサイクルマークの有無、膨張状態の有無で廃棄・回収方法は異なると考えるが、各状態での廃棄方法及び回収方法についての御質問にお答えします。

リサイクルマークが表示されている破損、膨張していないリチウムイオン電池使用機器については、一般社団法人ＪＢＲＣが小型充電式電池の回収、再資源化を推進する団体であり、この団体に登録し、回収協力店となっている家電量販店、スーパーマーケット、ホームセンター等において回収し、リサイクルを進めています。

なお、十和田地域広域事務組合ごみ焼却施設においては、リサイクルマークの有無にかかわらず燃えないごみに分類し、回収しております。ただし、回収できるものは破損、膨張していないものに限るもので、破損、膨張が見られるものについては、十和田地域広域事務組合ごみ焼却施設へ自己搬入していただくことにより処分できるものであります。

次に３点目の、毎年配付の「家庭ごみの出し方」に記載されていない分別不明のごみの分別についての御質問にお答えします。

「家庭ごみの出し方」に記載されていない分別不明のごみについては、ごみ処理に係る担当課が健康増進課となっていますので、連絡していただければ確認し、対応したいと思います。

また、追加となったものについては随時周知に努めてまいります。

なお、令和７年７月からリリースしている五戸町ごみ収集アプリでは随時追加登録しており、検索し、確認できるものとなっております。

以上でございます。

〔町長　若宮佳一君　降壇〕

○議長（川村浩昭君）　髙奥議員。

○４番（髙奥浩明君）　丁寧な回答、ありがとうございます。

では、順次再質問させていただきます。

第１点目、五戸町公式ＳＮＳの活用について。

１つ目、五戸町公式ＳＮＳの目標及び目的、イメージしている目標達成時の状態、また、目標に対して現状をどう評価しているかについて、関係人口、交流人口の増加を狙ったもので、当初のフォロワー数の目標が100名であったこと、了解いたしました。

それでは、再質問させていただきます。

当初のフォロワー数の目標は100名でありますが、第２期五戸町まち・ひと・しごと創生総合戦略のＰＤＣＡサイクル、令和５年度分五戸町ＰＤＣＡによりますと、五戸町ファン登録者数の目標は２千名となっております。第２期の計画期間は令和２年度から令和６年度までででございますが、現在のフォロワー数の目標は２千名という認識でよろしいでしょうか、お答え願います。

○議長（川村浩昭君）　手倉森総合政策課長。

○参事・総合政策課長事務取扱（手倉森　崇君）　ただいまの質問にお答えいたします。

第２期総合戦略、髙奥議員がおっしゃったように、令和２年度から令和６年度の計画期間でございます。そして現在、我々が五戸町総合政策課ソーシャルメディア、公式ＳＮＳの運用を始めたのが令和４年３月からでございます。ですので、令和２年から始まった第２期総合戦略の時点では100人というふうにフォロワー数を予定しておりましたけれども、令和４年にソーシャルメディア運用手順を運用しましたので、令和５年度は100人よりは増えるものと見込んで、２千人と計画したものであります。

それで第２期のほうは令和６年度で終了しまして、現在、第３期ということになりますけれども、今のところその２千人で運用しているところでございます。

以上です。

○議長（川村浩昭君）　髙奥議員。

○４番（髙奥浩明君）　了解しました。現在の目標数は２千人ということで了解いたしました。

次に、現在の公式ＬＩＮＥ、公式インスタグラム、公式フェイスブック、公式X、これはツイッターですけれども、の登録者数についてお答え願います。

○議長（川村浩昭君）　手倉森総合政策課長。

○参事・総合政策課長事務取扱（手倉森　崇君）　現在のフォロワー数を２月末時点でお答えいたします。

これは町のほうで管理しているもので、確認しましたところインスタグラムが1,112人、フェイスブックが57人、Ｘが428人、ＬＩＮＥが243人、計1,840人となっております。

以上です。

○議長（川村浩昭君）　髙奥議員。

○４番（髙奥浩明君）　どうもありがとうございました。

ちょっとこれ、そのまま足したらちょっとまずいかなと思いますので。要はＬＩＮＥとインスタグラムとフェイスブック、みんなかぶっている人もおりますので、どこか一番多いものだけでカウントしたほうが、指標とするのには、このインスタグラムの1,112人がいいのではないかなと思います。

では、次に移ります。

公式ＳＮＳは関係人口、交流人口の増加を目的に始めてはおりますが、公式ＬＩＮＥは、五戸町のみならず他の町村も、ポータルサイトとしての役割が大きくなっているように見えます。

補足資料を御覧ください。

五戸町の情報に関するアンケートを行い、その結果をまとめたものです。アンケートはスマートフォン、パソコンでの回答となりますので、ある程度パソコン、スマートフォンが使える方になっておりますが、その辺は御了承ください。

棒グラフの赤は一番多かった回答、黄色は２番目に多かった回答、緑は３番目に多かった回答となっております。

「使用しているメール、ＳＮＳ」を御覧ください。ＬＩＮＥが一番多い。２番目はショートメール、３番目はｅメールの順になっております。住民に五戸町の情報を伝える媒体としては、これはＬＩＮＥが適しているということを示していると思われます。

次に、Ｑ３「知っている五戸町の公式サイト、ＳＮＳ」を御覧ください。ホームページ、インスタグラム、フェイスブックの順になっております。先ほどインスタグラムが多かったのもそのとおりになっておりますが、残念ながら、ＬＩＮＥの認知度というのは２割を切っております。町の情報を伝えるのには一番適切であると思われるＬＩＮＥですが、公式ＬＩＮＥの周知はまだまだ不足しているのではないかというふうに思われます。

次に、Ｑ５「五戸町の情報をどこから得ているか」を御覧ください。五戸町の情報は、回覧版、五戸ちゃんねる、防災行政無線の順番になっております。まだまだ町の公式ＳＮＳから情報を得るという認識は、町の人には持たれてはいないようです。

このアンケートのＱ１からＱ５までの結果について、どう考えているかお考えを聞かせてください。

○議長（川村浩昭君）　手倉森総合政策課長。

○参事・総合政策課長事務取扱（手倉森　崇君）　町としては、この４つのソーシャルメディアを活用して掲載しております。その掲載するに当たっては、４つのメディアの中からどれを選んで掲載してほしいかを依頼するところから記載してもらって、投稿を希望するところを記載してもらって投稿しているものでございます。なので、総合政策課としてはみんな均等に扱っている、要望する人に使うところ、メディアを選んでもらっているというのが現状でございます。

それで、一番知っているサイトがホームページでございます。ホームページは一番使っています。そして次がインスタ、そしてフェイスブックとなっております。

ホームページに関しては町の広報紙も全ページ載せていますので、町の広報の内容はホームページを見ると分かるかと思います。

そして見たことのある公式サイトということで、ホームページ、次にインスタ、順位はそう変わってはおりません。

それと、五戸町の情報をどこから得ているということで、回覧版が一番多いわけでございますが、ただ、これに関しては、自治会に加入していない方には情報が届かないということになるかと思います。それを補完する意味でＳＮＳがあるかと思いますので、その次、五戸ちゃんねる、防災無線というふうに続きますけれども、その次が４つのソーシャルメディアとなりますので、この４つのソーシャルメディアを活用してもっと情報発信をすることに努めることが、一番情報発信につながるものと考えております。

以上です。

○議長（川村浩昭君）　髙奥議員。

○４番（髙奥浩明君）　ありがとうございます。

私も、複数のメディアを使って、なるべく多くの人に情報が届けられるようなことになればいいなというふうに思います。

次に、五戸町の情報源として３番目に多かった防災行政無線、私の家ではほとんど聞き取れなくて、放送に気づいて窓を開けて確認しているんですけれども、大体間に合わない。築約120年の木造住宅でもこの状態ですので、最近の断熱性のすぐれている住宅では、ほとんど聞こえないのではないかなというふうには思います。また、雨の日は聞こえない、風向き

によっては聞こえない、聞こえなくてスピーカーを設置したもののうるさくて撤去した、２か所の放送が重なって聞き取りにくいという話も聞いております。

失礼なことですが、今まで「防災行政無線で放送しているくらいだから、緊急性はないだろう」というふうに考えておりました。ところが、最近は熊などの出没状況を防災行政無線で放送するようになりましたので、これはちょっと聞こえないとまずいなというふうに思うようになりました。

補足資料６番、御覧ください。

「お住まいの地域で防災行政無線は聞き取れていますか」というのを、ちょっとアンケートを取ってみました。「聞き取れる」「半分以上聞き取れる」は合わせて27％、「半分以上聞き取れない」「聞き取れない」合わせて39％。約４割は防災行政無線が聞き取れないというふうに認識をしております。熊が出ましたなどというとき、これはちょっと困りますよね。

また、Ｑ８「防災行政無線の内容を電話応答システムで聞けることを知っていますか」に関するアンケートを御覧ください。この存在に関しては、約２割の方しかそのようなシステムがあることを知っておりません。

また、防災行政無線だけでは、特に五戸町の外に勤めている人は情報を得ることができません。伝えたい情報が伝えたい人に届いていないのではないでしょうか。これを補うためにも、複数の媒体で情報を伝えることが必要なのではないかというふうに思います。

ここで改めて、防災行政無線の目的、情報を届けたい対象についてお答え願います。

○議長（川村浩昭君）　石田総務課長。

○参事・総務課長事務取扱（石田博信君）　御質問にお答えいたします。

防災行政無線は、一般的には地域における防災、応急救助、災害復旧に関する業務に使用することを主な目的として、併せて平時には一般行政事務に使用できる無線局のものとなっております。

対象者につきましては、農産物等の気象に関する注意事項とか、あとは避難所情報、あとは学校行事等を防災行政無線で放送しておりますが、やはり対象者はその内容によって変わってくるものと考えております。

以上でございます。

○議長（川村浩昭君）　髙奥議員。

○４番（髙奥浩明君）　了解しました。

内容によって対象者が変わってくるというふうにおっしゃいましたけれども、広くは町民

全体に知っていただきたいというふうに認識いたしました。

Q10番「防災行政無線の内容を以下のツールで発信するとしたら、どれが適切か」というアンケートを取りました。公式ホームページ、五戸ちゃんねる、公式ＬＩＮＥの順となっております。

１つの媒体だけではなく複数の媒体により情報を伝えることで、より確実に多くの住民に情報を伝えることができるのではないでしょうか。この防災行政無線の内容を他のツール、媒体でも流していただけないでしょうか、お答え願います。

○議長（川村浩昭君）　石田総務課長。

○参事・総務課長事務取扱（石田博信君）　御質問にお答えいたします。

現状としまして防災行政無線の内容は、防災無線のほか五戸ちゃんねる、ほっとスルメール、町ホームページ等で流しております。

以上でございます。

○議長（川村浩昭君）　髙奥議員。

○４番（髙奥浩明君）　了解いたしました。

できればＬＩＮＥもその中に入れてほしいなというふうに思います。町の外で働いている人もその情報を即時に知ることができますので、それはお願いしたいと思います。

２つ目、五戸町公式ＳＮＳに記載や掲載している記事の選別基準について、どのような情報を掲載しているか、制約の有無などについて６つの項目、町の広報に掲載できるものは大丈夫、社会通念上、不適切でなければ民間情報も掲載可能であること、了解いたしました。

それでは、再質問させていただきます。

現在、観光協会、商工会のチラシは公式ＳＮＳに掲載されておりますが、これはどのような手続で掲載されたものか、また、そのほかの団体からの掲載依頼はあったかお答え願います。

○議長（川村浩昭君）　手倉森総合政策課長。

○参事・総合政策課長事務取扱（手倉森　崇君）　ただいまの質問にお答えいたします。

観光協会、それと商工会からは依頼がございまして、それで町として載せるようにいたしております。

それと、ほかからの依頼ですけれども、今のところ、ほかからはございません。

以上です。

○議長（川村浩昭君）　髙奥議員。

○４番（髙奥浩明君）　回答ありがとうございます。

ほかからはないということは、恐らくこれができることをまだみんな知らないということが大きいのかなと思いますので、私のほうも文化協会、スポーツ協会のほうに「こういうことができるよ」という話をして、イベントがあった際はなるべくそこを有効活用できるようにしていきたいと思います。

３つ目、五戸町公式ＬＩＮＥの登録者数を増やすための施策及び投稿数を増やすための施策について、内容は了解いたしました。

それでは、再質問をさせていただきます。

投稿数・日数、記事が多ければいいというものでもございませんけれども、目標について、今年に入ってから２月20日まで51日間で６日、８件の投稿でした。一月大体3.5日、4.8件の投稿となりますが、今後大体どのくらいの投稿記事を目指していくのか、目標があれば教えていただきたいと思います。

○議長（川村浩昭君）　手倉森総合政策課長。

○参事・総合政策課長事務取扱（手倉森　崇君）　ただいまの質問にお答えいたします。

先ほど登録者数のところで目標は２千と述べましたけれども、投稿数に関しては今まで出た分を超えるように、数字としてはちょっとまだ出せませんけれども、今までの投稿数を超えるような仕組みを取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（川村浩昭君）　髙奥議員。

○４番（髙奥浩明君）　了解いたしました。

投稿内容につきまして、ぜひ他町村の公式ＬＩＮＥを調査していただきたいなと思います。

例えば三戸町では、回覧版で回覧されるようなチラシも月２回、公式ＬＩＮＥでまとめて発信しております。さきの衆院選挙におきましても４回ほど公式ＬＩＮＥで投票を促す投稿があり、三戸町からは地元候補が出ておりましたが、投票率は五戸町の53.29％に対して三戸町は60.57％と、7.28ポイントの差があります。その前の参院選では五戸町51.1％、三戸町55.39％と4.29ポイントの差がありますので、投票率の差も、もしかしたらこの情報伝達、公式ＬＩＮＥでの投稿の影響が出ているのではないかというふうに思います。

他自治体の公式ＳＮＳを調査し、よいところは取り入れることを要望として、第１点目の再質問を終わります。

次に、第２点目、リチウムイオン電池使用機器の廃棄・回収について。

１つ目、リチウムイオン電池が原因と考えられる近隣自治体での一般家庭、事業所及びごみ焼却施設での火災事故の発生状況及び十和田ごみ焼却施設での青森市清掃工場のような火災発生の可能性について、一般住宅、事業所での火災事故が発生していること、了解いたしました。ごみ収集施設、ごみ収集運搬車につきましては、小規模な出火が多いようなものの、車両全損まで発生していることも了解いたしました。また、十和田ごみ焼却施設において大規模な事故、火災が発生する可能性があることも了解いたしました。

それでは、再質問させていただきます。

十和田ごみ焼却場において大規模な事故、火災が発生する可能性があるということでしたが、十和田ごみ焼却施設が使用できなくなった場合、五戸町住民への影響について、どのようになるかお答え願います。

○議長（川村浩昭君）　川村健康増進課長。

○参事・健康増進課長事務取扱（川村　豊君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

ごみを十和田のほうで集められないとなると、最終処分場等に一時仮置きをして、復旧後、そこからまた運搬して処理することにはなろうと思います。他の市町村においてもそういう処理の仕方を行った市町村がありますので、そこを参考にして実施したいと考えております。

以上です。

○議長（川村浩昭君）　髙奥議員。

○４番（髙奥浩明君）　ありがとうございます。

もし使えなくなったら町内のどこかに一時仮置場を設けて、そこに回収して、そこからさらに、ごみの焼却場の修理が終わった後にまた運び直すという手間になるということで、その分、予算も、金額も大きくなるというふうに理解いたしました。

２つ目、リチウムイオン電池を使用している機器のリサイクルマークの有無、膨張状態の有無で廃棄・回収方法は異なること、了解いたしました。

リサイクルマークの有無、膨張状態により廃棄の方法が異なり、非常にこれ複雑で分かりにくいのではないかと思いますが、廃棄の方法のフローチャート、廃棄の方法を図にしたものですけれども、これを作成していただけないでしょうか。この件、お答え願います。

○議長（川村浩昭君）　川村健康増進課長。

○参事・健康増進課長事務取扱（川村　豊君）　ただいまの質問にお答えいたします。

現在、フローチャートの作成を、適切にごみの分別をできるよう現在、作成中でございますので、できましたらごみ収集アプリ等で周知したいと考えております。

以上です。

○議長（川村浩昭君）　髙奥議員。

○４番（髙奥浩明君）　ありがとうございます。

そうすれば知らない人もその手順に従って捨てることができますので、間違った捨て方で火災事故を起こすようなことはないと思います。完成を期待しております。

また、回収、これはリサイクルを前提とした回収のことなんですけれども、回収につきましては、現在、町内で回収してリサイクルできるところはないようです。新郷村、六戸町、七戸町では、やはりなくて、役場で回収しているという事例がございます。五戸町でも役場内に回収場を設置していただけないでしょうか、お答え願います。

○議長（川村浩昭君）　川村健康増進課長。

○参事・健康増進課長事務取扱（川村　豊君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

リサイクル回収するには一般社団法人ＪＢＲＣに登録する必要がありますので、登録条件等を調査して、役場での回収に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川村浩昭君）　髙奥議員。

○４番（髙奥浩明君）　ありがとうございます。

あと、役場の入口のところに小型家電を廃棄できる場所があると思いますけれども、そこに例えばリチウムイオン電池入りのものを捨てられるのか、膨張した状態でその中に入れてしまっていいのかについてお答え願います。

そこは多分、後はリサイクルはしない、廃却するということでよろしいんでしょうか、お答え願います。

○議長（川村浩昭君）　川村健康増進課長。

○参事・健康増進課長事務取扱（川村　豊君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

リチウムイオン電池は膨張、破損しているものはリサイクルもできませんので、健康増進課のほうに連絡いただければ小型家電と同様に対応いたしますので、それで対応したいと思っております。

以上です。

○議長（川村浩昭君）　髙奥議員。

○４番（髙奥浩明君）　ありがとうございます。

小型家電を捨てるところ、役場の前にありますけれども、それについて、ほかのところは

どこにあるのか、どういうものが捨てられるのかを説明願います。

○議長（川村浩昭君）　川村健康増進課長。

○参事・健康増進課長事務取扱（川村　豊君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

使用済み小型家電のリサイクルボックスですが、庁舎入口に１か所及び３つの支所の入口、合わせて４か所に回収ボックスを設置して、リサイクルに努めております。

回収できる使用済み小型家電は、回収ボックスの投入口、15センチ掛ける25センチに入る一般家庭で使用済みとなったスマートフォン、タブレット、デジタルカメラ、ゲーム機などであり、回収による費用負担はありません。

また、投入口に入らないものや業務用、事業者から排出されるものは回収できないものとなっております。

以上です。

○議長（川村浩昭君）　髙奥議員。

○４番（髙奥浩明君）　回答ありがとうございます。

膨張していなければ、その中にリチウムイオン電池が入っていてもよろしいというふうに思ってよろしいでしょうか。

○議長（川村浩昭君）　川村健康増進課長。

○参事・健康増進課長事務取扱（川村　豊君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

膨張していない、破損していないものであっても、放電してから回収ボックスに入れていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（川村浩昭君）　髙奥議員。

○４番（髙奥浩明君）　膨張していないものに関しても完全に放電させてから捨てるということで、了解いたしました。

では次に、ごみ収集アプリについて機能を簡単に説明願います。

また、現在のアプリ登録者が何名いるかについてもお答え願います。

○議長（川村浩昭君）　川村健康増進課長。

○参事・健康増進課長事務取扱（川村　豊君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

アプリの機能になりますが、大きく３つの機能を備えております。

まず１つ目として、ごみ収集日の通知機能として、お住まいの地区を入力するとその地区のごみ収集日の前日の夜、当日の朝等に何のごみを出すのか通知があります。２つ目として

は、ごみの分類検索機能として、ごみの分類が分からないときに、ごみの名前を入力すると分別方法や注意事項を知ることができます。３つ目として、お知らせ配信機能として、ごみ処理に係る情報、注意事項等について健康増進課からのお知らせがアプリ内に届くものとなっております。

また、アプリの登録人数ですが、本日現在で527名が登録しております。

以上です。

○議長（川村浩昭君）　髙奥議員。

○４番（髙奥浩明君）　回答ありがとうございます。

なるほど、まだリリースしてから１年たっておりませんが、既に公式ＬＩＮＥよりも利用者数が多いということが分かりました。

また、住民から分類について問合せがあれば、それもその都度ごみ収集アプリにフィードバックされていくことと思いますので、みんなからフィードバックがあればその分だけ使いやすくなっていくということも了解いたしました。

以上で私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（川村浩昭君）　次に、豊田孝夫議員の発言を許します。

質問方式は一問一答です。

豊田孝夫議員。

〔９番　豊田孝夫君　登壇〕

○９番（豊田孝夫君）　皆様、おはようございます。

議席番号９番、豊田孝夫でございます。

議長の許可を得まして、五戸町議会第17回定例会におきまして、先に通告してあるとおり一般質問させていただきます。

その前に、あさって11日は15年前の東日本大震災発生の日でもあります。災害関連死まで含めますと死者１万9,700人余り、ほかに行方不明者が約2,550人に及んでいます。また、昨年12月８日に発生した青森県東方沖地震では八戸市で震度６強を観測したものの、亡くなった方はいませんでした。しかしながら、建物被害は3,322件に上っています。

この地震では、初めて後発地震注意報が出されました。皆様方はどのような備えをなさいましたでしょうか。ほとんどの方々は、普段と変わらないような生活をしていたと答えていらっしゃいます。日頃の備えを怠らないようにしていかなければと思います。よろしくお願

いいたします。

さて、前置きはこれくらいにいたしまして、早速ですが、質問に入ります。

１件目は、当町のコメにかかる政策についてであります。

令和８年度農業政策に係る説明会において、配付資料によりますと、米の生産目標については令和７年度に比較して面積換算値で８ヘクタールの減の757ヘクタール、生産数量目標で６トンの増で4,473トン、また、基準単収で10アール当たり７キロの増で591キログラムの数値が示されていました。このことについては特に異議はありませんが、説明会場で配付されました農業連携事業アンケートで「県外の小・中学生の学校給食にお米を提供しませんか」の問いかけがありました。ついては農業者からの反応はいかがであったか、また、農業者の意向がどうであったかを次の項目について伺います。

１つ目、アンケートの集計結果で、本事業について「興味がある」「条件次第である」と答えた件数は何件か。

２つ目、提供可能な作付面積は、また、作付面積から予測できる収量はいかがか。

３つ目、売買契約の場合の業者選定についてはいかがか。

４つ目、特別栽培米についても「興味がある」と答えた件数は何件か。

５つ目、対象をどこの市町村に想定しているかであります。

次に、２件目ですが、選挙の投票率向上についてであります。

２月８日投開票実施の衆議院議員選挙、青森県選挙管理委員会発表によりますと県全体で49.34％、三戸郡は54.73％、五戸町は53.29％となりました。同じ三戸郡内で比較すると当町より悪かったのが唯一、階上町で50.70％であり、ほかは全て当町より上位でした。

ついては次の項目についてお答え願いたいと思います。

１つ目、移動投票車等、投票率アップ対策を考えているかどうか。

２つ目、投票所の統合により大型バスの送迎を行っているが、今回の利用者は全体で何名であったか。前回の2024年の衆議院議員選挙と比較して増減はいかがであったか。

３つ目、期日前投票者の動向について、2024年と比較していかがであったか。

４つ目、各年代別の投票率はいかがであったか。10歳代から60歳代までの各年代別と70歳代以上の数値を示していただきたい。

以上２件、９項目になりますが、御答弁のほどよろしくお願いいたします。

〔９番　豊田孝夫君　降壇〕

○議長（川村浩昭君）　若宮町長。

〔町長　若宮佳一君　登壇〕

○町長（若宮佳一君）　豊田孝夫議員の質問にお答えいたします。

まず１項めの、当町のコメにかかる政策についての質問にお答えいたします。

１点目の、アンケートの集計結果で本事業について「興味がある」「条件次第である」と答えた件数は何件かについてでありますが、毎年、農林課では、令和８年１月下旬から２月上旬において五戸豊間内地区、川内地区、浅田地区、倉石地区の４地区で農業政策に係る説明会を開催しております。その際に農業連携事業アンケートを、農家経営の安定化を図るため、また、今後の農業連携事業の参考にするためアンケートを実施いたしました。合計で108名の出席があり、「興味がある」と回答した件数は10件、「条件次第で興味がある」と回答した件数は34件ありました。

次に２点目の、提供可能な作付面積は、また、作付面積から予測できる収量はいかがかについてでありますが、提供可能な各地区の合計面積は555アールです。再生協議会の基準反収の591キログラムを用いて算出しますと、約32.8トンとなります。

次に３点目の、売買契約の場合の業者選定についてはいかがかについてでありますが、現在、業者の選定までには至っておりません。

次に４点目の、特別栽培米についても「興味がある」と答えた件数は何件かについてでありますが、五戸豊間内地区では３件、川内地区、浅田地区、倉石地区の３地区については各２件の回答があり、合計で９件が「興味がある」と回答いたしました。

次に５点目の、対象をどこの市町村に想定しているかについてでありますが、現在、神奈川県鎌倉市とは農業連携協定を締結し、さらに大阪府泉大津市とも農業連携協定を締結予定ですので、想定となる市町村はこの２市となります。

私のほうからは、以上です。

〔町長　若宮佳一君　降壇〕

○議長（川村浩昭君）　根岸選挙管理委員長。

○選挙管理委員会委員長（根岸英治君）　私のほうから、豊田孝夫議員御質問の２項目、選挙の投票率向上についての御質問の１点目、移動投票車等、投票率アップ対策を考えているかの御質問についてお答えします。

豊田議員のほうから移動投票車を例に御質問がありましたので、令和７年10月に三戸郡選挙管理委員会連合会で視察研修に伺った久慈市選挙管理委員会が、令和７年７月施行の参議院議員通常選挙から投票環境の再構築の取組の１つとしてバスによる移動期日前投票所を導

入しておりましたので、その内容を少しお話しさせていただきたいと思います。

久慈市選挙管理委員会が移動期日前投票車を導入した経緯は、平成18年に旧久慈市と旧山形村が合併し、現在の久慈市となりました。合併時の投票区数が60投票区と岩手県内同規模の他市と比較して多いこと、期日前投票者数が増加傾向であることから検討、導入に至ったとのことでした。その結果、移動期日前投票車導入前の選挙では、令和４年参議院選挙の投票率は46.82％、令和６年衆議院選挙51.01％、次の選挙から移動期日前投票車を導入しております。令和７年参議院選挙52.29％、投票総数のうち移動期日前の投票者の割合が0.96％、令和８年衆議院選挙53.84％、投票総数のうち移動期日前の投票者の割合が1.09％といずれの国政選挙も投票率は上昇しており、導入経費としては約365万円との説明がありました。

五戸町での導入に当たっては、やはりこの経費が課題となってくると考えております。選挙にかかる経費も増加傾向にあります。

以前、豊田議員から令和６年３月の定例会の一般質問において、本庁との携帯電話による二重投票の防止の例が示されましたが、移動期日前投票所の開設には二重投票を防止することが絶対条件となります。このようなことからも、期日前投票車の導入は現時点では検討しておりませんが、引き続き久慈市選挙管理委員会や県内外市町村選管の参考事例などの情報収集を行いながら、投票率向上に向けて、従来から行ってきている防災無線による町内放送、ホームページ掲載、ケーブルテレビ放映、街頭のティッシュ配り、公共施設でののぼり旗設置等の啓発活動、若い世代の政治への関心向上のための東北メディカル学院での出前講座や投票事務従事者の募集などを継続して行っていきたいと考えております。

次に２点目の、投票所の統合による大型バスの送迎を行っているが、今回の利用者は全体で何名であったか、先回の2024年の衆議院議員選挙と比較して増減はいかがであったかの御質問にお答えします。

平成30年に25投票区から15投票区への見直しを行い、平成31年の青森県議会議員一般選挙から巡回バスによる移動支援の取組を実施してまいりました。その後、かかる経費や利用状況を勘案し、令和６年の衆議院選挙から、バスではなく役場公用車による８投票区への巡回に変更しております。

全体利用者数は令和６年が10人、令和８年が９人で、１人の減となっております。

次に３点目の、期日前投票者の動向について、2024年と比較していかがであったかの御質問にお答えいたします。

期日前投票は、町立公民館及び川内、浅田、倉石の各支所にて行っており、令和６年が投

票者数2,639人、投票率19.19％、令和８年が投票者数3,400人、投票率25.45％と人数にして761人、率で6.26％の増となっております。

なお、投票総数に対する期日前投票者数の割合は47.76％で、投票の半数近くが期日前投票にて行われたことになります。令和６年衆議院選挙では38.63％でしたので、増加傾向にあると考えております。

次に４点目の、年代別の投票率はいかがであったか、10歳代から60歳代までの各年代別と70歳代以上の数値をお示しいただきたいの御質問にお答えいたします。

今回の衆議院選挙において18歳、19歳は45.85％、20歳代は37.48％、30歳代は45.96％、40歳代は50.28％、50歳代は55.56％、60歳代は63.67％、70歳以上は52.51％の投票率となっております。

以上です。

○議長（川村浩昭君）　豊田議員。

○９番（豊田孝夫君）　どうも御丁寧な御答弁ありがとうございました。

それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず先に、米の関係からになりますが、このアンケートの集計結果になりますけれども、108名の方々に説明して、興味があるというふうな方が10名、条件次第であるというふうな方が34名で、合計で44名。108名の中で44名ですので、大体40％ぐらいの方々が興味を示したのかなというふうな気がします。

多分この中には、販路が拡大できればいいのかなというふうな思いでなさっている方もあると思いますけれども、この辺のことについてはどのように考えておりますでしょうか。

農林課長、お願いいたします。

○議長（川村浩昭君）　小村農林課長。

○農林課長（小村隆幸君）　お答えいたします。

アンケートの結果の販路につきましては、やはり地元ではＪＡ等、販路が決まっておりますけれども、やはり興味がある方については安定した販路、安定した価格が求められるということで回答いただいておりますので、販路が長期的に継続するのであれば、条件次第ではいいという方がいらっしゃいました。

以上でございます。

○議長（川村浩昭君）　豊田議員。

○９番（豊田孝夫君）　ありがとうございます。

やはり販路を、今年８月からですか、バ・オールが、産直が開くわけなんですけれども、やはりそういった形で販路の拡大が非常に有効かなと思います。大変助かりますので、これからもアンケートの集計結果を基にして販路の拡大に努めてもらえれば大変ありがたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、提供可能な面積。5,550アールですから5.5ヘクタールとか、それくらいですね。5.5ヘクタールぐらいというふうなことで、収量が32.8トン。大変いいことだなと思います。

ただ、この条件などはどうなんでしょう。どこの米でもいいか、銘柄とか、それから栽培方法とか様々あるかと思うんですが、どこのところを想定してこの作付面積を出されていましたでしょうか。

お願いいたします。

○議長（川村浩昭君）　小村農林課長。

○農林課長（小村隆幸君）　お答えいたします。

作付の面積につきましては、米の銘柄等は特に指定しておりません。ですが、この県南地区につきましては「まっしぐら」がほとんど主流ですので、「まっしぐら」の米をまず集荷するということになるかと思います。

以上でございます。

○議長（川村浩昭君）　豊田議員。

○９番（豊田孝夫君）　ありがとうございました。

特に銘柄については指定されていないというふうなことで、今、青森県で作付しているものが、津軽のほうは「青天の霹靂」があるんですけれども、あれはこちらでは作付できませんので、作付しているのは「まっしぐら」、それから「はれわたり」、あと特殊……、特殊ではないですが、「あきたこまち」なども作付けしている方もいらっしゃいます。ただ、「あきたこまち」についてはそんなに収量がないので、これから「はれわたり」とか「まっしぐら」が主流ではないかなとは考えております。

ありがとうございます。特にここについても問題がないかなと思います。

３番目の、売買契約の場合の業者選定について、まだ考えていないというふうなことであるんですが、でも、もう１回は実施なさったんですよね。たしか。今年もう県外に搬出したというか売買したというか、そういう実績はまだございませんか。お願いいたします。

○議長（川村浩昭君）　中里総合政策課政策推進室長。

○総合政策課政策推進室長（中里　誠君）　この件については、私のほうからお答えさせてい

ただきます。

鎌倉市と連携を協定しましたので、実証実験的に学校給食に３月４日、町長の挨拶でもお話ししましたとおり、学校給食、中学校に１回ほど提供しております。その際、町が間に入って個人の米農家さんを紹介して、約１トン提供してございます。

以上でございます。

○議長（川村浩昭君）　豊田議員。

○９番（豊田孝夫君）　ありがとうございました。

たしか町長が前におっしゃっていた米の種類、何でしたか、金芽米を出荷したというふうなことなんですが、その金芽米、私もちょっと調べてみたんですけれども、なかなか聞き慣れない言葉だったので。そうしたら東洋ライスさんかな、民間の会社みたいなんですが、そこがまず一手に引き受けてあるというふうなことなんですよね。その金芽米を扱える業者というのも東洋ライス社とのことなので、もしかすれば、こちらの会社を通じて全て流通させるものかなというふうなことも考えたんですけれども、そういったことについてはいかがでございましょうか。

○議長（川村浩昭君）　中里総合政策課政策推進室長。

○総合政策課政策推進室長（中里　誠君）　私のほうからお答えいたします。

金芽米というのは、やはり東洋ライスさんで開発した米です。栄養価の高いもので、精米する加工技術を、栄養価の高いものにするという特許といいますか、そういった技術を持っていますので、鎌倉市さんの要望でもございました金芽米、当町産の「まっしぐら」を金芽米加工して食べさせたいということでしたので、東洋ライス株式会社さんを通じて当町の業者さんを紹介して、東洋ライスさんが当町の業者さんと契約して鎌倉市さんに納めたという流れになっております。

以上です。

○議長（川村浩昭君）　豊田議員。

○９番（豊田孝夫君）　ありがとうございます。

こんなこと聞いていいのかどうか分かりませんが、ちなみに価格はどれぐらいで出されたものでしょうか。その辺のところ、非常に気にかかるんですよね。それによっては生産者の方々も、それはいいことだなと思ってそれに興味を示して、出荷してもいいよというふうな方が増えるかもしれませんので、そこのところをちょっとお聞かせ願えればと思います。価格の面ですね。

よろしくお願いします。

○議長（川村浩昭君）　豊田議員、これは通告外ですのでね。

（「そうですか」と呼ぶ者あり）

○議長（川村浩昭君）　価格の面については……。まあ、答えてくれたらいいんでしょうけれども。よろしいですか。

中里総合政策課政策推進室長。

○総合政策課政策推進室長（中里　誠君）　今回に限り、今、実証的に行っておりますので、青森県内の農協さんの単価ぐらいで取引させていただいているということを聞いております。

あと、それには検査料ですね、１等米でなければなりませんので、あと水分量が通常の14.何％でしたか、そういった条件がありますし、あと農薬が検出されないという条件だったりとかそういった条件がありますので。あと輸送料も込みで、その辺は東洋ライスさんが調整して、最終的にはそういった込みの価格で鎌倉市さんに購入していただいております。

以上となります。

○議長（川村浩昭君）　豊田議員。

○９番（豊田孝夫君）　ありがとうございました。

売買契約ですので、ちょっとだけ含めていましたので、申し訳ありませんが、このようなちょっと突っ込んだ質問をさせていただきました。ありがとうございます。

非常に、農協と同じくらいの値段であれば提供してもいいよというふうな生産者も出てくるかと思います。今年あたりは若干下がるのではないかなというふうな危惧はしておりますけれども、それほど極端には下がらないのではないかなというふうな思いがいたしております。今年の秋の出来具合にもよりますけれども、何とか去年並みの、去年並みとはいかなくても、おととし並みの水準ぐらいまで持っていってもらえれば大変いいのかなと思っておりました。そういったことでございます。

３番目については、これで結構でございます。

それから次に、４つ目の、特別栽培米についても「興味がある」と答えた件数がそんなに多くなかったんですよね。全部で９件でしたか。ちょっと寂しいような気がするんですが、この特別栽培米について条件等、様々あるかと思うんですが、この辺のところを農林課長、お願いいたします。

○議長（川村浩昭君）　小村農林課長。

○農林課長（小村隆幸君）　お答えいたします。

特別栽培米につきましては農薬が50％以下、回数ですね、あと化学窒素が50％以下ということでありまして、最終的には残留農薬を検査して、通ったものについて認められます。

以上でございます。

○議長（川村浩昭君）　豊田議員。

○９番（豊田孝夫君）　ありがとうございました。

化学肥料を50％、慣行栽培に比べて、まず少なくしてくださいというふうなことだと思います。

ただ、これ認証を受けなければならないと伺っていますが、これは認証等についてはどうなんでしょうか。認証に係る必要な経費とか様々あるかなと思いますけれども、それからもちろん認証にかかる期間もあります。その時期もあります。その辺のところはつかめておりますでしょうか。

お願いします。

○議長（川村浩昭君）　小村農林課長。

○農林課長（小村隆幸君）　お答えいたします。

青森県では特別栽培米というのがありまして、青森県のホームページでもリストが載っていまして、青森県全員の、申請した分のリストが載っています。その青森県の認証したもののマークがつけられればいいんですけれども、１月に申請して、県のほうで検査して、申請して手続が完了し、先ほど言った残留濃度をクリアしたものになりますので、米につきましては１月10日までに申請することになっております。

あと、野菜につきましては年３回ありますので、そういう順番になっております。

以上です。

○議長（川村浩昭君）　豊田議員。

○９番（豊田孝夫君）　ありがとうございました。

年３回受け付けしているというふうなことですので、機会はたくさん私らのほうにもあるかなと思いますので、何とかそういった形での認証を受けられるように努めてまいりたいなと思っています。

あと、特別栽培米についてなんですが、有機ＪＡＳの認定をもらっている方、これはどうなんでしょう、全く問題ないんですよね。済みません、お願いします。確認の意味です。

○議長（川村浩昭君）　小村農林課長。

○農林課長（小村隆幸君）　お答えいたします。

この特別栽培米につきましては、有機ＪＡＳの無農薬と、先ほど言った化学農薬を50％にしたものの２つが対象となります。

以上です。

○議長（川村浩昭君）　豊田議員。

○９番（豊田孝夫君）　ありがとうございました。

有機ＪＡＳを取っている農家の方もいらっしゃるので、大変励みになるかなと思います。ありがとうございます。

５つ目の、最後の質問になったんですが、対象をどこにするかというふうなことで、鎌倉市と農業連携もしている、それから災害時の協定もたしか結んでいるので、特には問題ないかなと思います。

泉大津市についてはこれからの作業になるかなと思うんですが、その時期等、もし分かっていらっしゃればお知らせ願えればと思います。

お願いします。

○議長（川村浩昭君）　中里総合政策課政策推進室長。

○総合政策課政策推進室長（中里　誠君）　お答えいたします。

今の現状、予定になりますけれども、４月24日、泉大津市から市長以下５名……。済みません、訂正いたします。３月24日に市長を含めまして５名がいらっしゃいまして、協定を結ぶ予定で進めています。

プレスリリースもこれからいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川村浩昭君）　豊田議員。

○９番（豊田孝夫君）　３月24日、すぐですよね。ありがとうございます。そういった形で他の市町村とも連携を取れれば大変いいのかなと思います。五戸町の宣伝にもなりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

米の関係については以上で終わらさせていただきます。

次に、選挙関係の話ですが、選挙関係これで３回目、４回目ぐらいかな、一般質問で取り上げさせてもらっているんですが、なかなか投票率が五戸町も、他と比べてそんなにはいいわけではない、上がっているわけでもないので、では、原因は何だろうかなというふうなことで様々考えてみたんですが、まず１つ目が投票率アップの施策、何か考えていましたかというふうなことで、移動投票所、前にも私、これ様々調べてみたんですが、今回はしっかりとその実施している場所に伺って研修してきたというふうなことで、大変ありがたいなと思

っております。

移動投票所の関係についてはやはり様々な問題があって、やはり経費の問題が一番大きいのかなというふうな気はいたしておりました。それでも何とか上げようというふうなことについては、努力はすばらしいなと思っておりますので、これも引き続き、続けてやってもらえればいいのかなと思います。

まず移動投票車なんですが、それ以外にもアップ対策は様々あるかと思いますので、これ順次私のほうで、追って質問させていただきます。１つ目の移動投票車については、これは何らかの形でこれから実施できればいいのかなと思っております。

それから２点目の、投票所の統合によって大型バスで昔は、昔というか、つい最近までやっていたんですが、今回からは役場の公用車を使ってやっているというふうなことで、何かこれ利用者がすごく少ないんですね。１桁台。何でだろう。宣伝不足かなというふうなことも考えられないこともないんですけれども、役場の公用車だと小さいですから、細かいところまで入っていくことが可能なんですよね。

そういったところで周知する方法、いわゆる投票する方々に対する周知の方法をこれから考えていったほうがいいのではないかなというふうな気がいたしております。

先ほど髙奥議員の話もあったんですけれども、ＳＮＳを使って投票を呼びかけるとか、そういったことをまず取り入れていかなければ投票率のアップが非常に厳しいのではないかなと思います。そういったことについて、そういった移動投票所以外でも何かそのアップ政策でもあれば、何とか、今、それ以外で考えていることがあればお答え願えればと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（川村浩昭君）　石田総務課長。

○参事・総務課長事務取扱（石田博信君）　御質問にお答えいたします。

投票率のアップにつきましては、繰り返しにはなるんですけれども、従来から行っております防災無線による広報、それからホームページ掲載、ケーブルテレビの放映等、あとは選挙管理委員会によりますティッシュ配り等、そのような啓発活動のほうを継続していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村浩昭君）　豊田議員。

○９番（豊田孝夫君）　ありがとうございます。

選挙関係についてはあまり、どう言うか、突飛なことをやることもできないというふうな

思いはあるんですが、中には、例えば投票所に見えた方には何かこう景品等をあげるよというふうなことも、１つは考えていけばいいのかなとも思いますけれども、なかなか難しい問題かなと思っております。

この件については特に何とも言えないところもあるものですから、踏み込んだこともちょっと言えないんですが、何とか送迎関係についても、これから本当に交通不便な場所が増えているし、高齢化でなかなか公用車も使えないというふうな方々も出てくるかと思いますので、そういったところを考えてもらえればと思います。

それから期日前投票の関係についてですが、毎年のようにずっと期日前投票やっているんですけれども、2024年が2,639名で19.19％、今回が3,400名で25.45％であったというふうなことです。この期日前投票が、やはり定着してきたのかなというふうな気がします。

町立公民館ばかりでなくて各支所でも行えるというふうなことなので、これは非常にありがたいことだなと思っております。これも引き続き、そのようにやってもらえればと思いますので、これについても特に問題はないかなと思います。答弁どおりで結構でございます。ありがとうございます。

最後の４つ目になりますが、年代別の投票率ですね。10歳代から60歳代まで、それから70歳以上というふうなことでお伺いしました。10歳代が45.85％、20歳代が一番低くて37.48％ですか、それから30歳代が45.96％、40歳代が50.28％、50歳代が55.56％、60歳代が63.67％、70歳代以上が52.51％となっていました。ある程度……、60歳代が一番投票率がいいんですよね。やはり関心を持ってみえるというふうなことの表れかなと思います。

こう見ますと、一番悪いところが20歳代なんですね。20歳代が何で悪いんだろう。政治に興味がない、関心がないのかなというふうな思いもあるんですが、次に啓発するとすればこういう若い方々、20歳代の方をターゲットにして重点的に啓発活動を行うというふうなことも１つには考えることもできるんですけれども、そういったことについて、この数値を見て、分析して、何らかの手を打つことも可能かなと思いますが、そのことについてはいかがでございましょうか。

○議長（川村浩昭君）　石田総務課長。

○参事・総務課長事務取扱（石田博信君）　御質問にお答えいたします。

今回から、投票済み証明書というふうなものを発行しておりました。全国的にはそちらのほうでいろいろと恩恵を受けるようなことができるようですけれども、まだこちらのほうはやったばかりですので、そのままこれは継続していきたいと思います。

あとは東北メディカル学院の学生さんを使った期日前投票の従事者とか、あとは投票管理者等々のお願いのほうも続けていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村浩昭君）　豊田議員。

○９番（豊田孝夫君）　ありがとうございました。

選挙といえば必ず投票率が何ぼ、何ぼと出てくるんですよね。やはり「よそに比較してうちのほうはいいよ」というふうな数字が上げられればいいかなと思います。

行政の中ではどうしても、数値目標で数値化できない目標を掲げているもの、たくさんありますよね。当町も掲げていますが、「あいさつ日本一」でしたか。では、それは何％であれば日本一なんだということになってくると、これはちょっと数値化できない部分があるので、意識づけの問題かなというふうなことで、これも前に１回、私、一般質問で取り上げて言っていたんですが、数値化できないものと、それから数値化できるものがあるんですね。

選挙の投票率は完全に数値化できる、数字で表されてしまうんですよ。ですから最低限でも、なじまないかもしれませんが、「では、次の選挙では投票率何ぼ以上を目標にしましょう」そういった目標を設けてやったほうがいろいろな政策を出しやすいかなと思うんですね。そういったことをこれから取り入れていくような方向性を求めたいなと思っております。

特に答弁必要ないですから、私が勝手に思っていることを言っているものですから。

よその例でもあるんですが、何かグッズをあげるとか、五戸であれば投票済みのやつを提示すれば、３枚ぐらいあればおんこちゃんのグッズを何かあげるよとか、そういった、よそにはないような施策を取り入れてやっていってもいいのではないかなというふうな思いはいたしております。

何らかの形で、数字で表せるものは取り組みやすいと思います。何ぼでも、「では、今回の選挙よりももう少し次は上げてみようか」では、そのために何をすればいいかというふうなことの目標が出てくるかなと思いますので、そういった点をこれから取り入れてやってもらえれば大変ありがたいと思います。

以上、様々自分で言いたいことも言いましたけれども、以上で私の一般質問を終わらさせていただきます。

大変御丁寧な答弁、ありがとうございました。終わります。

○議長（川村浩昭君）　ここで休憩を取り、一般質問の残余については午後１時から行います。

この際、暫時休憩いたします。

午前１１時３０分　休憩

―――――――――――　―――――――――――――　―――――――――――

午後１時　開議

○議長（川村浩昭君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

○議長（川村浩昭君）　午前中の豊田孝夫議員の一般質問について、石田総務課長より発言の申出があります。

石田総務課長。

○参事・総務課長事務取扱（石田博信君）　午前中の豊田孝夫議員の御質問に対して、私の答弁を訂正させていただきます。

投票済み証の話を答弁しましたが、今回から初めて導入したというふうな旨の答弁をしましたが、投票済み証は以前から配付しておりました。今回から行ったのはデザインの変更ということでした。

大変申し訳ありません。訂正いたします。よろしくお願いします。

○議長（川村浩昭君）　豊田議員、よろしいですか。

（「はい、よろしゅうございます」と呼ぶ者あり）

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

○議長（川村浩昭君）　日程第１「一般質問について」を続行いたします。

鈴木隆也議員の発言を許します。

質問方式は一問一答です。

鈴木隆也議員。

〔７番　鈴木隆也君　登壇〕

○７番（鈴木隆也君）　どうもお疲れさまでございます。議席番号７番、鈴木隆也でございます。

議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

質問に入ります前に、３月11日をもちまして発生から15年目を迎える東日本大震災において犠牲になられた方々に哀悼の意を表するとともに、御遺族の皆様にお悔やみを申し上げる次第でございます。

それでは、一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問は２件についてであります。１点目、物価高騰対応重点支援地方創生臨時

交付金の活用についてであります。

物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するため、国は２兆円の重点支援地方交付金の令和７年度補正予算を成立させました。五戸町への交付限度額は２億５千万円余りであります。先般の五戸町議会臨時会において、当町の交付金活用事業が可決されました。子育て世帯の支援やプレミアム商品券の発行事業など一定の評価はできるものの、広く町民の皆様に支援の手が及んでいるとは言い難いと私は考えております。

令和８年度に予定している物価高騰支援事業をどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

２点目として、八戸学院ひばり野西高校の開校についてであります。

八戸学院野辺地西高等学校が令和９年、2027年４月より五戸高等学校跡地に移転し、新たに八戸学院ひばり野西高等学校として歩み出す予定となっております。開校まで１年余りとなりますが、八戸学院はどのような学校を目指しているのでしょうか、五戸町が知り得る情報を可能な限りお伺いいたします。

また、五戸町は開校に当たり、施設の整備などどのように関わるお考えでしょうか、お伺いいたします。

以上２点、よろしくお願いいたします。

〔７番　鈴木隆也君　降壇〕

○議長（川村浩昭君）　若宮町長。

〔町長　若宮佳一君　登壇〕

○町長（若宮佳一君）　午後も引き続きよろしくお願いいたします。

鈴木隆也議員の質問にお答えいたします。

まず１項めの、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用について、令和８年度に予定している物価高騰支援事業をどのようにお考えかの御質問にお答えいたします。

昨年12月に国から五戸町に示された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は２億５千万円余りであり、令和７年度は６つの事業を計画し、事業費は約１億179万円としております。残りの１億5,570万円を令和８年度事業で活用することとしております。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を国が地方自治体に交付するに当たり、10項目から成る推奨事業メニューを明示しております。令和７年度は、五戸町ではこの中から低所得子育て世帯支援、小・中学校における学校給食費の支援、子ども・子育て副食費支援、医療施設に対するエネルギー・物価高騰支援、さらに五戸町商工会から実施要望書が提出され

ていますプレミアム付き共通商品券発行事業の全部で６つの事業を計画し、着手しております。

低所得世帯への支援は、令和６年度に国からの必須事業メニューとして住民税均等割のみ課税世帯に10万円、その子供に５万円支給、新たに非課税世帯と均等割世帯にそれぞれ10万円支給、その子供に対して１人５万円支給、そしてさらに非課税世帯に３万円、その構成世帯で子供に対して１人当たり２万円を支給しております。

また、令和７年度に、この物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金とは別に、こども家庭庁からの補助金として、零歳から高校３年生までの子供に対して１人当たり２万円の物価高対応子育て応援手当が支給されております。

プレミアム商品券の発行については、直接的効果としてプレミアム分の経済的支援であり、町民が受けるものであります。また、町内に一定の購買資金を抱え込むため、町内事業者に対する経営支援ともなっていると思います。

このような支援がなされている中で、令和８年度の物価高騰対応重点支援地方創生交付金の活用について、五戸町では物価高騰対応学校給食費無償化事業、物価高騰対応副食費無償化事業、今年10月に発売を予定をしている令和８年度第２弾となる五戸町物価高騰対策プレミアム商品券発行事業、病院事業会計への燃料・電気料分と病院給食分の繰出しへの充当、令和７年度において実施した五戸町自治会活動支援臨時交付金の令和８年度の継続実施、五戸まつり条例に係る町の支援として、山車製作のための物価高騰支援として五戸まつり実行委員会へ補助金による支援を計画しております。

以上が現時点で計画している令和８年度の内容であります。各事業の概算事業費は未定のものもあり、令和８年度の実施計画書について今後、国に提出することとなっておりますので、内容、事業費等について検討を重ね、決定していきたいと考えております。

次に２項めの、八戸学院ひばり野西高校の開校についてお答えいたします。

まず、どのような学校を目指しているのかということですが、これまでに８回開催された移転開設準備室会議での検討結果を基に御説明いたします。

初めに、ひばり野西高校が目指す教育の特色については、「スポーツを軸とした教育」「地域との協働を重視した教育」「法人内上級学校と連携した教育」が３本の柱として掲げられています。男女共学の全日制で、収容定員は各学年80名、全校生徒で240名の予定です。

学科については、現在、野辺地西高校では総合学科を設置していますが、ひばり野西高校では普通科に変更することを検討しており、普通科の中に２つのコースを設定する計画です。

１つはスポーツ探求コースで、アスリートとしての資質向上と、スポーツを通じた人間形成と社会貢献できる人材の育成を目指します。もう一つはグローカル探求コースで、世界、グローバルの視点で物事を考える力を身につけ、地域、ローカルを深く知り、郷土愛を育みながら地域や社会に貢献する人材の育成を目指すこととしています。

進路指導の方針については、進学に関しては主に学校推薦型入試や総合型入試を活用して、国公立大学及び法人内の系列大学への進学に力を入れるとともに、全国の有名私立大学やスポーツ推薦も視野に入れた進学指導を展開、また、共通テストを利用した難関国立大学等の受験に対応するための各種講習も実施するとしています。さらに就職に関しては、地域貢献の観点からも五戸地方地域の企業に重点を置きつつ、県内外の企業等への就職にも力を入れるとしています。

次に、開校に当たっての施設整備等への町の関わりについてですが、現時点で具体化しているものは次の３つです。

１つ目は、旧五戸高校建物の学校法人への無償譲渡です。

当該法人は、開校に向けた校舎改修について私立学校施設整備補助金の活用を予定していますが、自己所有の建物でなければ補助を受けられない制度となっているため、令和８年１月に、同法人から町に対して建物の譲渡についての要望書が提出されました。これを受けて、町では校舎を含む旧五戸高校の建物等を無償譲渡することとし、本定例会にこれら財産の無償譲渡に関する議案を提出しております。

２つ目は、ふるさと融資制度を活用した支援です。

町が地方債を原資として無利子資金を事業者に融資する制度で、過疎地域においては、補助金を除く事業費の60％までが融資の対象となります。返済時は、事業者は町へ元金を返済し、町は元金に利息を加えて返済しますが、町が負担する利息分の75％は地方交付税で措置される制度になっております。

３つ目は、多目的グラウンドの整備です。

旧五戸高校野球場に人工芝の多目的グラウンドを新規整備し、町民の利用に供するとともに、ひばり野西高校サッカー部の練習等にも活用していただこうと考えております。令和８年度予算に工事費を計上しており、開校前の完成を目指して新年度早々に発注手続に入る予定でございます。

以上です。

〔町長　若宮佳一君　降壇〕

○議長（川村浩昭君）　鈴木議員。

○７番（鈴木隆也君）　町長、御答弁ありがとうございました。

それでは再度、質問をさせていただきます。

１点目の、物価高騰対策の国からの支援金の活用ということで、町長からも御答弁ございましたように、子育て支援であったりとか低所得世帯への支援など、ある程度手厚くされているなと私も考えております。また、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金とは別に、こども家庭庁からの補助として高校３年生までの子供に対して１人当たり２万円の物価高騰対応子育て応援手当が、先日、私も支給されて大変助かっているところでございました。

御答弁では、令和８年度、残る１億５千万円余りを活用する事業を展開されるということでございました。給食費の無償化であったり副食費の無償化、そしてまたプレミアム商品券発行事業、第２弾として再度お考えがあると。また、病院事業会計への、燃料であったり電気料分などへの充当も検討されているということでございました。

そして、その次に御答弁ございました五戸町の自治会活動支援臨時交付金というもの、たしか今年度においてもやっていましたし、また、次に御説明ありました、五戸まつり条例に係る町の支援としての山車製作のための支援を再び計画していると。大変五戸町にとって大切な五戸まつりの支援、そして自治会の活動を支援するための取組である活動の支援臨時交付金、この２点をもう少し詳しく、どのような計画を立てているのか、現時点でお分かりの範囲で御説明をいただきたいと存じます。

お願いいたします。

○議長（川村浩昭君）　手倉森総合政策課長。

○参事・総合政策課長事務取扱（手倉森　崇君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

私から、五戸まつりの条例に関する町の支援として、物価高騰支援として補助金による支援について説明いたします。

自治会もしくは山車組がおまつりに参加して、実行委員会を組織してその中で活動をしているわけでございますが、その中に、事務局は観光協会が行っておりますけれども、その事務局にこれまでも町として補助金を交付しております。その交付の中に山車組に対する支援金の支出がございまして、その金額を物価高騰による山車の製作費の高騰に充てるということで、各自治会、まだ金額は定まっておりませんが、各自治会もしくは山車組へ流れるように、補助金の増額を考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（川村浩昭君）　石田総務課長。

○参事・総務課長事務取扱（石田博信君）　それでは、私のほうからは、五戸町自治会活動支援臨時交付金の件について答弁をさせていただきます。

金額等は私のほうではちょっとまだ確認していませんので、金額等を答弁することはできませんけれども、令和７年度においては自治会館の維持費、電気代、水道光熱費、それから消耗品、備品等に充てていただきました。自治会長さんを含め自治会の皆さんからは、大変喜びの声が私にも聞こえてきております。この物価高騰の中、大変助かるというふうなお話でした。

令和８年度においても、同様の内容でやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村浩昭君）　鈴木議員。

○７番（鈴木隆也君）　御説明ありがとうございました。

ぜひそのように、我々の生活と切って離すことのできない自治会活動、そして五戸町の宝であるおまつりの支援というものをしっかりと、そこにしっかりと充てていただきたいと思っております。

そして、今回の物価高騰対策の支援について、五戸町の周辺の市町村、八戸市であったり南部町、三戸町、その他の市町村の動きを見たときに、御存じのように、各市町村は商品券を全ての市民であったり町民、村民の皆さんに配付するという形を取っておられます。五戸町はプレミアム商品券を発行して、それを消費者が必要に応じて買うという体制を取っているわけですが、このプレミアム商品券を発行して、それを必要な人が買うという形にこだわる理由がもしございましたら、説明をいただきたいと存じます。

○議長（川村浩昭君）　手倉森総合政策課長。

○参事・総合政策課長事務取扱（手倉森　崇君）　ただいまの質問にお答えいたします。

まず、商品券を買うということは持ち出しのお金が必要となるわけでございますが、そのプレミアム分は当然町が補助するわけでございまして、それが今回は20％を考えています。

そして、要は町の事業者を助けるという意味も含まれております。よって、事業者が購買するための住民の元手のお金もありますし、当然プレミアム分が住民に渡って購買する意欲にもつながるということで、その両方で町の経済の活性化、そして事業者、それと生活者の支援に当たるという２つの視点から、プレミアム商品券の発行ということで五戸町では考えて、取り組んでおります。

以上です。

○議長（川村浩昭君）　鈴木議員。

○７番（鈴木隆也君）　今の御説明ではちょっと分かりかねるところもあるんですが、プレミアム商品券の発行事業というものは、そもそも20％であったり、時には30％のときもございましたけれども、プレミアをつけた上で、そして町民の皆様の購買意欲を高めて、町内でそれを使って地域の経済を循環させるというのがそもそものプレミアムつき商品券の発行事業のスタートだったと思うんですが、今のこの物価高騰対策において、周辺市町村のように一律に商品券を配られたほうが、日々、例えば年金でぎりぎりに生活をしているという御高齢の方のお話を先日、伺いましたけれども、１万円ずつ足りなくなったら銀行預金から引き出してきて、そして買物のときに千円二千円ずつ細々と使っているんだよというお話も伺いました。

１万２千円分のプレミアムつき商品券を１万円を出して購入する、しかも売っているところに赴いて買わなければそれを手に入れることができないとなれば、そうした日々のお金を切り詰められている、しかも移動手段が限られたお年寄りの皆様には、なかなかそれに手をつけるという意欲が湧いてこないのではないかなと私は思いまして、ほかの市町村のように一律に、５千円なら５千円、１万円なら１万円分の商品券を配るべきだなと私は考えております。

その中で、当然プレミアム商品券発行事業というのは商工会も望んでいる事業ですので、そちらのほうも組んで事業化するというのは大変理にかなっていることと思います。ただ、そこで、先ほどから申しますように、なかなかプレミアムつき商品券を買いに赴けない御高齢の方々、例えば、もう線を引いて65歳の町民の皆様一人一人に新たな商品券を発行するのであれば、それはもう手数料が無駄になりますので、プレミアムつき商品券を、例えば24枚つづりですので12枚分、６千円を65歳以上の方々に一律に配付する、そういう形も取ることは私、可能かなと思うんですけれども、そのことについてはどのようにお考えですか。

○議長（川村浩昭君）　手倉森総合政策課長。

○参事・総合政策課長事務取扱（手倉森　崇君）　ただいまの質問にお答えいたします。

そのように町が直接プッシュ型の交付をするということについては、この令和８年度の事業費、交付限度額がございますが、事業費これから積算しますけれども、まだ使途が決まっていない部分がございます。ですので今の、鈴木議員の提案された内容も検討しながら令和８年度の事業費を今後、決めていきたいと思っておりますので、もう少し検討する時間をい

ただきたいと思います。

以上です。

○議長（川村浩昭君）　鈴木議員。

○７番（鈴木隆也君）　御検討よろしくお願いいたします。

年金支給額というのは物価と連動して少しずつは、皆さん御存じのように上乗せされてきてはおりますが、今のこの本当に急激な物価高には全くもって追いついていないのが現状であります。そこに上乗せするための、私は国の補助だと思っていますので、そこが行き渡らない人たちが出てしまうというのは、やはり国が望むところではないのかなというふうに少し考えておりますので、どうか御検討のほどよろしくお願いいたします。

そしてまた御高齢者に光を当てているのは、冒頭私からも説明しましたように、こども家庭庁からも２万円の給付をいただきましたし、その以前から子供の医療費も無償化であったりとか、そして給食費も無償化になったり、本当に今の子育てを支援していただいている、五戸町からも国からも青森県からも子育て世帯を支援していただいているというのは本当にありがたくて、そういった子供を持つ親御さんは大変幸せな時代だなとつくづく私は思っております。その中で、逆に65歳の高齢者の皆さんにあまりそういった支援の手が回っていないのではないかなと思っての、今回の商品券を配られてはいかがかなという提案であります。

もう一つ、移動手段に本当に困っているお年寄りの方々がいらっしゃいます。五戸町ではおでかけタクシー事業というものを令和７年度、行っております。令和７年８月１日から令和８年３月31日までの期間を限定して、町内在住の75歳以上の方が対象になって、タクシー券を五戸町が配付して、75歳以上の方を含め２人以上でタクシーを利用すると期間中16回まで運賃が半額になる。交通手段に本当に乏しいお年寄りの皆様にとっては大変ありがたいタクシー事業であります。この事業をぜひ令和８年度も続けていかれることが物価高騰対策の一翼を担うのではないかなと私は考えているわけですが、このタクシー事業というのは令和８年度もお考えなのでしょうか。

○議長（川村浩昭君）　手倉森総合政策課長。

○参事・総合政策課長事務取扱（手倉森　崇君）　ただいまの質問にお答えいたします。

町タクおでかけタクシー事業でございますが、令和７年度をもって一旦事業を取りやめるという予定で現在おりますので、令和８年度は予算は計上しておりません。

目的は、高齢者の外出の促進、そして家に籠もることを避けるというか孤立を防ぐ、そういう地域づくりを目指すもので始めたものでありまして、まず５年を経過して、一区切りを

つけるということを考えております。

なお、新たなこういう交通政策については、昨年、この後の佐々木議員の質問にもありますけれども、モビリティ人材育成事業を行っておりますので、そのワークショップで出た意見などを参考にして、新しい交通政策のほうを令和８年度、考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（川村浩昭君）　鈴木議員。

○７番（鈴木隆也君）　ありがとうございます。

新たな枠組みでまた検討して事業を進めていくということでございますが、ぜひ、せっかくつくり上げたおでかけタクシー事業というものを今回の物価高臨時交付金を使ってもう一年でも続けていただけないか、検討していただきたいと思います。

その中で、75歳以上の方を含めて２人以上という現行の縛りがございますので、何とかそこを緩和していただきたいという町民の皆様のお声がこの前、ありました。町長のお住まいの川原町のような人口密度の高いところであれば、75歳の方々が何人でも「タクシーで行こう」と言えば集まるかもしれませんけれども、どこと出すと大変失礼になりますが、人口密度の少ないところで75歳以上の方ともう一人どなたが一緒に連れ立つとなると、なかなかスケジュールをつくるのに大変だというお話をいただきました。

１人でもいいのでタクシーを半額で使えるような、お年寄りが使えるような、そういった枠組みでこのおでかけタクシー事業というものをもう少し熟成させていただければなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

もう一つ、ほかの市町村のやり方をまねてこうしろ、ああしろとはなかなか言いにくいですが、やはりいいところはまねていきたいなと思って、もう一つ。南部町の、大学生等を持つ親等への支援金というものがございます。もう申請受付期間が令和７年11月25日から令和８年１月31日までと大変早く進められて、そしてもう申請期間が終わっておりますけれども、この内容は、大学生を持つ親に対して、子供が自宅から大学に通っていれば２万円、１人当たり。自宅外から通っていれば３万円を支給するという、そういった事業でございます。

何回も申しますけれども、18歳まではこども家庭庁から２万円の支給があるであるとか、高校生までは医療費が無償化であるとか、ゼロ歳から高校生まではある程度の支援の手があるのですが、大学生に対しては、当然奨学金制度等はありますけれども、このように、南部町さんが進めたこの大学生等を持つ親御さんへの物価高騰対策というのは、やはり見習うべ

きだなというふうに私には映ります。

五戸町ではこういった取組もぜひ、御研究されるお考えはないのか伺いたいと思います。

○議長（川村浩昭君）　手倉森総合政策課長。

○参事・総合政策課長事務取扱（手倉森　崇君）　ただいまの質問にお答えいたします。

南部町の、今の大学生を持つ親御さんへの支援ということでございますが、こういう内容のほうも少し情報収集して、五戸町の令和８年度の検討に加えて検討していきたいと思っておりますので、もう少し他町村の様子も調べてみたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（川村浩昭君）　鈴木議員。

○７番（鈴木隆也君）　ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問の再質問に行きます。

五戸高校跡地への、八戸学院野辺地西高がひばり野西高校として令和９年４月から開校するということで、町長より御答弁いただきました。

これまではなかなかひばり野西高校が、どういった学校が出来上がるのかということは我々、聞く機会もございませんでしたし、学校法人様のホームページ等を見てもそういった情報というのは載っていないなというふうに私は見ておりました。

御説明いただきましたところ１学年80名で３学年で240名という、大変規模の大きな学校を目指されているのかなというふうに思います。そして、中でも学校の基本方針の１つ、地域との協調ということをうたわれておるということで、五戸町にとっても大変希望の光が見える学校ができるのかなというふうに私は、御説明を今、いただいたところでございます。

若宮町長は議員のときから一緒に五戸高校存続のためにいろいろな努力をしてきた中で、このように、ひばり野西高校が240人規模の大きな学校を目指しているということは大変うれしいことですので、五戸町としても極力開校に当たって協力すべきだなと。それがやはり将来の子供たち、そして行く行くは将来の五戸町のための投資につながるということは間違いのないことであります。

ただしかし、今さら説明するまでもなく、大変厳しい財政状況であります。財政調整基金、令和６年度では15億７千万円余り、そして令和７年度、10億１千万円余り、そして、後日予算委員会が開かれますけれども、令和８年度当初予算で取り崩した後では５億900万円余りと５億円台の財政調整基金となるということが予想されております。

財政調整基金の基金残高について、いろいろな見方がございますが、財政課長、当町の財政調整基金、幾らぐらいが適当、妥当であるとお考えでしょうか。

○議長（川村浩昭君）　竹洞財政課長。

○参事・財政課長事務取扱（竹洞晴生君）　お答えします。

一般的には、標準財政規模の１割から２割程度というふうに言われております。それを当てはめますと、五戸町は標準財政規模60億円程度ですので、12億円ぐらいが一応目安として、最低限残しておきたいところではあります。

以上です。

○議長（川村浩昭君）　鈴木委員。

○７番（鈴木隆也君）　財政課長、ありがとうございました。

12億円ぐらいやはりあったほうが、何か自然災害があったりとか、どうしても使わなければならない場面で柔軟的にお金を使うことができるということで、12億円ぐらいは必要なところ、もう５億円台になってしまうというのは本当に財政的に厳しいのかなというふうに考えております。

それで、ふるさと融資制度を活用して利息分、その利息分は町が見なければならない、しかし75％は地方交付税の、ですよね。ちょっと待ってください。そうですね、利息の75％は地方交付税措置があるということで、ここに関しても五戸町の財政を圧迫する原因にはならないのかなと思っております。ぜひ活用していただいて、建物等をきれいにしていただければなと考えております。

そして建物の無償譲渡、そのほかに多目的グラウンドの新設事業を予定されている。その財源としてスポーツ振興くじ助成金4,800万円、ＪＦＡサッカー施設整備助成金６千万円、これをまず当て込んでいるわけでございますが、そして、これを申請済みだと。これはもう採択になるんでしょうか。採択になったんでしょうか。採択になる見込みはあるのでしょうか、御説明をお願いいたします。

○議長（川村浩昭君）　中里総合政策課政策推進室長。

○総合政策課政策推進室長（中里　誠君）　ＪＦＡの助成金ですけれども、既に申請済みで、結果が分かるのは３月末ぐらいと聞いております。ｔｏｔｏについては教育委員会のほうで申請しておりますので、そちらも大体３月末から４月上旬に結果が分かるということになります。

もう一つ財源として検討しているのが、国の地方創生関係の地域未来交付金というのがあ

りまして、こちら事業費の２分の１が対象となっておりますので、こちらも財源として活用できるのではないかということで、申請済みでございます。

これらの財源の中で採択が受けられるというか、活用できるものがあれば、この多目的グラウンドの財源として見られるということになっております。いずれもまだ、結果については３月末から４月というところになっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（川村浩昭君）　鈴木議員。

○７番（鈴木隆也君）　全てのそのような助成金等が採択された場合、五戸町は幾ら建設にかかるお金を出さなければならないのでしょうか。

○議長（川村浩昭君）　中里総合政策課政策推進室長。

○総合政策課政策推進室長（中里　誠君）　多目的グラウンドについては、地域未来交付金が２分の１になります。これが活用できるとなりますと、ｔｏｔｏの助成金のほうは使えなくなります。ですので、事業費３億7,700万円のうち２分の１の１億8,800万円が国になります。さらに、その２分の１の１億8,800万円のうち、ＪＦＡ助成金の６千万円が助成金として活用できます。残りは財政のほうで検討中ですけれども、起債を考えているところでございます。

以上です。

○議長（川村浩昭君）　鈴木議員。

○７番（鈴木隆也君）　採択になるかどうか分からないのか、それがどれぐらい採択になるのかも、ちょっと私も分からないですし、町としても分からないということですか。よろしいですか。そうなりますと、まず起債といえども１億円余りの建設コストがかかっていくということでありますから、相当慎重に事業を考えていかなければならないのかなと思っております。

そして、施設を整備するに当たって、スポーツ活動や交流活動に対応した育成活動拠点にするという、そういった目標を掲げておるわけでございます。その育成活動拠点というものがどういう活動に使われることを目指しているのか、どういった拠点づくりにしようとしているのか、そこがしっかり決まっていかないと、その施設を整備するという目的が達成されないと思うんですが、そこはどのようにお考えになっていますでしょうか。

よろしくお願いいたします。

○議長（川村浩昭君）　櫻井教育課長。

○教育委員会教育課長（櫻井篤史君）　お答えいたします。

教育委員会としましては、特にスポーツによる地域活性化の観点から、八戸学院ひばり野西高校サッカー部と強力に連携して、交流人口の拡大、合宿等になると思いますが、サッカー競技力の向上を図りたいと考えているところです。

また、現在、サッカー競技においては各年代のサッカーカテゴリーに複数のチームがございますので、町内唯一の全天候型サッカー場である人工芝のひばり野公園のサッカー場を活動拠点として確保することが大変困難な状況になっています。そのため、人工芝の多目的グラウンドが整備されますと拠点が増えますので、さらに当町のサッカー競技力の向上、維持が期待されるのかなと考えております。

以上です。

○議長（川村浩昭君）　鈴木議員。

○７番（鈴木隆也君）　大変力強い、分かりやすい御説明、ありがとうございました。

それで、１億数千万円の五戸町の持ち出しで建設が可能になったとしても、ライフサイクルコストというものも考えていかなければならないかなと思っております。耐用年数、何年に１回これぐらいの予算をかけて維持メンテナンスしていくか、そこまで当然お考えかなと思うんですが、その辺のライフサイクルコストの見通しも御説明をお願いいたします。

○議長（川村浩昭君）　櫻井教育課長。

○教育委員会教育課長（櫻井篤史君）　お答えいたします。

出来上がった後の管理等につきましては、今後、どういった形がいいのか今、検討中でございましたので、ランニングコスト等もこれから調査していくことになるかと思います。

以上でございます。

○議長（川村浩昭君）　鈴木議員。

○７番（鈴木隆也君）　ちょっと何か違うような気がするんですけれどもね。どれぐらいライフサイクルコストがかかるかによって、では、もうちょっと予算をかけていいものを造りましょうであるとか。ライフサイクルコストがひどく重要になってくるし、耐用年数が10年なのか30年なのか。何かおかしくないですかね。どうでしょう。

まあ、これは予算委員会もございますので、予算委員会でもう少し詳しく聞かせてください。

先に進めます。

そしてまず、ひばり野西さんと一緒に五戸町のスポーツの振興、特にサッカーの振興とい

うものの場に供していくということであれば、私は、五戸町としても「学校法人さん、よくいらしてくださいました。どうぞきれいなグラウンドを使ってください」という心持ちは十分分かります。ただ、一緒に使う以上、少しだけでも学校法人さんのほうにも何か財政面で協力をいただく、協力をあおぐ、そういったこともお願いしていいのかなと思うんですが、そういったお願いもしているのでしょうか。それとも、ただただこちらから造って整備しますというお話で進められているのか、その辺の御説明もお願いいたします。

○議長（川村浩昭君）　中里総合政策課政策推進室長。

○総合政策課政策推進室長（中里　誠君）　お答えいたします。

単純にお金ということではなくて、多目的グラウンドができましたら学校法人さんのほうに、まず指定管理するとか、人件費とかそういった部分で御協力していただく、あとは大会等を、五戸町のサッカー協会等と連携して大会を誘致してきたりとか、そういった資金面なども協力いただきながら官民連携して、五戸町の財政負担も考えていただきながら、お互い協力していいところを伸ばしていけるような形に持っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（川村浩昭君）　鈴木議員。

○７番（鈴木隆也君）　分かりました。

大変厳しい財政状況下、そしてまた令和９年４月に野辺地西高校さんが開校する。併せて同じく、もっとかもしれませんが、大事なことは、令和９年４月、切谷内小学校さんと上市川小学校さんが統合して新たに川内小学校として歩み出す。やはりこちらのほうもないがしろに、ないがしろと言ったら失礼ですね。違います。こちらのほうもしっかりと施設整備等を考えていかなければならないし、恐らくそちらのほうもしっかりとお考えになっていることでしょう。

ただ、こうして大きな事業、バ・オールであったりとか新しい中学校の建設事業とか大きな事業がめじろ押しの中で、ひばり野西さん、学校法人さんのほうに新たなグラウンドを整備してあげるということは本当に厳しい状況であるのかなと思います。例えばもう一年待ってみる、例えばもう一年待ってみるというのは、特に五戸総合病院の事業状況ですか、12月の一般質問で私からも質問させていただきました、宮下青森県知事は県の責任においてしっかりと地域の病院は考えていくというふうな考えを示された中で、県がどういうふうにして五戸町の総合病院を責任を持って見てくださるのか、そこも考えた上でひばり野西高校のグラウンド整備というものに着手しても遅くはないのかなと考えています。

宮下青森県知事は、その後、五戸総合病院の支援についてどういった具体的な計画、対応を検討中だという、そういったお話をしているのか、もし情報がございましたら教えていただきたいと思います。

○議長（川村浩昭君）　鈴木議員、これちょっと通告外ですよね。

（「そうですか、分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（川村浩昭君）　答弁できればいいですが、なかったら……

（「いや、大丈夫です」と呼ぶ者あり）

○議長（川村浩昭君）　では、変えてください。

○７番（鈴木隆也君）　申し訳ありません。通告外ということで、取り消します。

それぐらい財政状況の見通しが立った上で大きな事業を進めていかなければならないという思いでの質問でした。大変失礼しました。

そして、そういった施設の整備というものも１つなんですけれども、やはり地域と共同で学校をつくり上げていくということを理念に掲げられているということですので、何かこう地域と関わることも五戸町として考えていかなければならないのかなと考えております。

１学年80人、３×８＝24、全校生徒240人の規模で、子供たちというのはどうなんでしょう、全寮制になるんでしょうか、それとも寮に入る人は寮に入る人、通う人はバス等で通う、どういうふうな交通手段、そして寮の体系というのはどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（川村浩昭君）　中里総合政策課政策推進室長。

○総合政策課政策推進室長（中里　誠君）　まず交通手段につきましては、八戸から朝１本、高校まで出る便を南部バスさんと協議しております。帰りについては２本、今、検討しておりまして、これが八戸圏域から高校に来る路線になります。逆に十和田からの分は現状も、今、ありますので、現状の路線を使っていただいて高校に通えるような形で、今、南部バスさんと協議しておりまして、これは圏域、そして五戸町の公共交通会議を経まして決定することになっております。

寮については、現状、サッカーがこの前、優勝しまして来る人数も大分増えているようですので、寮に入れる人数も、ちょっと溢れてくるのかなということで、今、生徒会館のほうを改修して、開校前に既に入れるような状況をつくろうということで学校法人さんのほうで動いているところです。

そういった状況の中で、全員が寮に入るのではなくて、いわゆるスポーツを中心としたと

いう、３本柱の中の１つのスポーツに関わる人が寮を主に使う、それ以外の方は通学するというような形になっていくと思われます。

寮のほうはどうしても、サッカーがどんどん強くなっていきますと溢れてくる可能性がありますので、その泊まる方、要はサッカーですので外から入ってくる生徒が増えてくるのではないかと予測されますので、その辺を学校法人さんと町とで連携しながら、その住む場所ですね、生徒……、五戸町に来るわけですから、五戸町のよさをどのように伝えていくかというところで町としても取り組んでいければいいのかなと考えております。

以上でございます。

○議長（川村浩昭君）　鈴木議員。

○７番（鈴木隆也君）　寮に入れない生徒さんも出てくるかもしれないと。五戸町には下宿があるのかどうか、ちょっとそこまで調べておりませんけれども、例えば子供さんをもう育て上げてお父さん、お母さんだけいる家庭に、ぜひそういった下宿をしたいという方々を呼び入れる、民泊というんでしょうか、そういった流れも五戸町が一緒に考えていっていただければ、もっともっとひばり野西校というものが使いやすい、預ける保護者にとっても安心していただけるのかなというふうに考えております。

本日、町長は一度も御答弁いただいていないわけですけれども、ぜひ五戸町の将来のためにひばり野西校を、再質問でですよ。ひばり野西高校を盛り上げていきたいという気持ちは私も町長以上に持っております。野辺地西高校の開校に当たって町長の、また、さらに今の質問を通して高まっているかと思いますが、その辺のお考えを改めて伺って、質問を終えたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（川村浩昭君）　若宮町長。

○町長（若宮佳一君）　鈴木議員の、るる御意見といいますか、心配事も含めて、今、高校開校に向けた準備のことに関していろいろ御指摘いただきましたけれども、民間の高校を開校させる自治体というのは、日本全国でもかなり珍しいパターンではないかなと思っておりまして、特にこの過疎化が進んだ地域の自治体の中において、本当に一大事業だなと思います。

それなりの責任も感じるわけで、町とともに学校法人、五戸には学校法人が２つできることになるんですけれども、メディカル学院というのもありますし、今、学校法人光星学院の学校、八戸学院が来るということでありまして、この学校法人とともに地域が明るくなっていくということにおいては、すごく希望にあふれた未来につながるような話で、いろいろな

事業というか、いろいろな将来像というのが、何か目をつぶればいろいろ浮かんでくるんですよね。卒業した子供たちがまた五戸で活躍するとか、五戸のことを思いながら五戸の方々と関わりながら成長していくとか、そしてまた五戸に帰ってくるとかいろいろなことが想像できるわけでございますが、いかんせん、やはり教育というか、人を育てるということにはお金もかかりますし、手間もかかると思います。

そういった中において、五戸ができる限りの関わりを持って、学校とともに五戸町も成長していくというふうな心意気で開校に向けて頑張ってまいりたいと思いますし、開校してからも、これから後援団体を立ち上げるというお話もちょっと法人側のほうから聞こえてきておりますので、町もその後援団体の中に参画して、様々な悩みや御意見とともに、いろいろなものを法人とともに共有しながらいい学校に育てていきたいなと、そしていい地域になっていければいいかなと思っていますので、五戸町にとっては本当にいいチャンスだなと思っております。

皆様方に御理解いただきたいと思いますし、御指導もいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（川村浩昭君）　鈴木議員。

○７番（鈴木隆也君）　町長、ありがとうございました。

以上をもって私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川村浩昭君）　次に、佐々木喜克議員の発言を許します。

質問方式は一問一答です。

佐々木喜克議員。

〔３番　佐々木喜克君　登壇〕

○３番（佐々木喜克君）　議席番号３番、佐々木喜克です。

先に通告いたしました通告書に従いまして、議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

質問事項は２点となります。

１点目は、五戸町環境美化条例についてであります。

本町の環境美化条例は、2011年４月に制定されてから15年が経過しております。この間、町民の環境意識の向上や地域の清潔保持に一定の役割を果たしてきたものと認識しております。現行条例では違反者に対し措置命令を出すことができ、命令に従わない場合は公表する

と規定されていますが、公表までで制度設計が止まっている点について、実効性の観点から検証する必要があると考えております。制定から15年という節目を迎えた今、本条例の対象範囲と実効性について改めて整理し、今後の在り方を検討すべき時期に来ているのではないかとの問題意識から質問をいたします。

１、本条例の対象は町有地のみか、私有地も含むのか。また、その所管課体制はどのように整理されているのか。

２、私有地において廃棄物の堆積や雑草、雑木の繁茂により支障が発生した場合、条例に基づく措置命令は可能か。

３、行政指導及び措置命令、公表の実績はあるのか。

４、措置命令に従わない場合、公表のみで十分と考えているのか。また、是正されない場合、町として最終的にどのような対応が可能であるか。

５、悪質・反復事案に対応するため過料規定の追加を検討すべきではないか。また、行政代執行法に基づく措置を条例上、明確化するべきではないか。

２点目、五戸町の公共交通の現状と将来展望についてであります。

国のモビリティ人材育成事業を活用し、昨年11月、12月、本年１月の計３回にわたり、総合政策課主催で地域公共交通に関する研修・意見交換会が開催されました。参加者は町内自治会代表、福祉関係者、タクシー・バス事業者、学校関係者、役場職員など多岐にわたり、現場の実情と課題について活発な議論が行われました。

人口減少、高齢化が進行する中で、公共交通の利用者数の減少と運行経費の増大が懸念されており、持続可能な交通体系の構築が重要な課題であると考えています。ついては次の点について伺います。

１、直近５年間のコミュニティバスの利用者の推移について。

２、年間運行経費の総額と、直近５年間の町からの財政負担額の推移について。

３、将来人口推計を踏まえた財政見通しと、持続可能性についての町の認識は。

４、今後の地域公共交通体系の方向性及び具体的な取組方針について伺いたいと思います。

以上、御答弁よろしくお願いいたします。

〔３番　佐々木喜克君　降壇〕

○議長（川村浩昭君）　若宮町長。

〔町長　若宮佳一君　登壇〕

○町長（若宮佳一君）　佐々木喜克議員の質問にお答えいたします。

まず１項めの、五戸町環境美化条例についての１点目、本条例の対象は町有地のみか、私有地も含むのか、また、その所管課体制についてはどのように整理されているかの御質問にお答えいたします。

五戸町環境美化条例の目的は「町民一人ひとりの環境美化に対する意識を向上させ、町、町民等、事業者及び土地占有者等の責任と役割を明確に示すとともに、それぞれが協力連携することにより、快適でさわやかな生活環境のもとで誰もが安心して暮らせるまちづくりに寄与すること」を目的とし、定義においては「土地又は建物を占有し、又は管理する者」及び「道路、河川、公園、水路、広場その他公共の用に供する場所」等と定めていますので、町有地、私有地に関係なく対象となるものと思います。

また、所管課体制については、健康増進課が窓口になっております。

なお、内容について関係課と連携し、対応しています。

次に２点目の、私有地において廃棄物の堆積や雑草、雑木の繁茂により支障が発生した場合、条例に基づく措置命令は可能かの御質問にお答えいたします。

五戸町環境美化条例で、私有地における規定については第14条の（空き地の管理）が該当すると思われ、「空き地の所有者、占有者又は管理者は、繁茂する雑草、枯れ葉又はごみを放置して周辺の生活環境を損なうことのないよう、常に適切に空き地を管理しなければならない。」と定めていますので、この条項に違反した者に対し、必要な指導または勧告を行うことができるものであります。

また、町長は、指導または勧告に従わない者に対し、履行期限を定め、改善その他必要な措置を講ずるよう命じることができるため、措置命令は可能であります。

なお、措置命令に従わない場合は、その旨を公表することができるものであります。

次に３点目の、行政指導及び措置命令、公表の実績はあるかの御質問にお答えします。

過去３年間の指導、勧告、措置命令及び公表の実績件数については、五戸町環境美化条例第18条により文書で指導した件数は１件ございます。また、勧告、措置命令及び公表について、実施した経緯はありません。

次に４点目の、措置命令に従わない場合、公表のみで十分と考えているか、また、是正されない場合、町として最終的にどのような対応が可能かの御質問にお答えします。

五戸町環境美化条例により措置命令を受けた者が当該措置命令に従わなかったときは、その旨を公表できるものでありますが、これまで勧告、措置命令及び公表を行った事案がありませんので、適時状況を注視し、指導、勧告、措置命令及び公表で対応していきたいと考え

ておりますので御理解をいただきたいと思います。

また、町としては、事案により環境美化条例で対応すべきか他の条例、法律等で対応すべきか、また、新しい法整備をすべきかを考慮し、最終的には住民の安全・安心、快適な生活環境を守るために対応いたします。

次に５点目の、悪質、反復事案に対応するため過料規定の追加を検討すべきではないか、また、行政代執行法に基づく措置を条例上、明確にすべきではないかの御質問にお答えします。

五戸町環境美化条例へ罰則規定の追加整備については、環境美化問題は、過料を科すことによる一時的な対策だけでは根本的な解決にならず、持続的な環境美化につながらないことが予想され、罰則より個人の意識改革が重要と考えられますので、現時点では環境美化条例へ罰則規定を設けることは考えておりません。

しかしながら、他の自治体においては悪質な事案等が発生し、条例違反する者に対し罰則の規定を定めている市町村もありますので、他市町村の状況を調査いたします。

次に、行政代執行法に基づく措置の主なものは、危険な空き家の解体、公共の場に放置された私物やごみの撤去及び法に違反した建築物の除去等、住民の安全や公益を保護するために実施しているもので、ほかに手段がない、放置が著しく公益に反するという厳しい条件が必要であり、日常的な環境美化の違反に対しては行政指導のほうが柔軟に対応できると考えています。

また、行政代執行法が補完されており、他人が代わって行える行為であれば同法をそのまま適用できることから、改めて条例に規定しなくても法律に基づいて実施が可能となっていますので、行政代執行法に基づく措置を環境美化条例に明記することは、慎重に判断していきたいと考えております。

次に２項めの、五戸町の公共交通の現状と将来展望についての質問にお答えいたします。

１点目の、直近５年間のコミュニティバスの利用者の推移についての御質問にお答えいたします。

直近５年間のコミュニティバスの利用者数は、次のとおりです。令和２年度13万9,874人、令和３年度13万1,662人、令和４年度12万7,673人、令和５年度13万2,056人、令和６年度12万7,010人で、令和２年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛、さらに令和４年３月の五戸高校の閉校、児童・生徒数の減少等が重なり、全体としては減少傾向にあります。

また、令和４年10月から障がい者及び介護者を対象とした運賃半額制度を開始しており、利用者の利便性向上と社会参加支援に努めているところであります。

２点目の、年間運行経費の総額と直近５年間の町からの財政負担の推移についての御質問にお答えします。

公共交通機関運行経費の総額は、次のとおりであります。

令和２年度約１億450万円、令和３年度約１億720万円、令和４年度約１億1,260万円、令和５年度約１億1,650万円、令和６年度１億1,925万円であります。このうちコミュニティバス運行業務委託料は、令和２年度4,171万3,540円、令和３年度4,152万7,860円、令和４年度4,227万３千円、令和５年度4,255万5,480円、令和６年度4,387万5,876円と、燃料費や人件費の高騰等により増加傾向にあります。

一方で運賃収入は減少傾向にあり、令和２年度428万5,400円、令和６年度287万4,316円となっております。この４年間で半減している状況であり、町の実質的な財政負担は拡大している状況であります。

３点目の、将来人口推計を踏まえた財政見通しと持続可能性についての町の認識はの御質問にお答えいたします。

本町は今後も人口減少及び高齢化の進行が見込まれており、税収の減少と社会保障関係経費の増加により、財政運営は一層厳しさを増すものと認識しております。加えてコミュニティバスの利用者も減少傾向にあることから、現行路線をそのままの形で将来にわたり維持することは困難と考えております。

しかしながら、公共交通は道路と同様に、住民が安心して住み続けるための不可欠な生活インフラであり、単に収支のみで判断すべき性質のものではないと考えております。公共交通が廃止された場合、通院機会の減少による医療・介護費の増大や家族送迎による労働機会の損失など、他の分野に多大なマイナスの影響を及ぼすことが想定されます。したがいまして、一定の財政負担は将来への投資として必要であるとの認識に立ち、持続可能な形への再構築を図ることが重要であると考えております。

４点目の、今後の地域公共交通体系の方向性、及び具体的な取組方針についての御質問にお答えいたします。

今後の方向性としては、バスを主軸としつつタクシーの活用、オンデマンド交通、予約型乗合交通、地域住民同士の共助による乗り合いなど、地域の実情に合わせた多様な選択肢を検討してまいります。

また、地域公共交通はまちづくりと密接に関連していることから、単なる移動手段としてではなく、移動そのものが楽しみとなる仕掛けづくりや目的地と連動した利用促進策についても検討してまいります。

さらに、モビリティ人材育成事業を活用した研修・意見交換会では多様な主体に参画いただき、交通課題や将来像について議論を行いました。このワークショップで共有された現場の課題や取り組みたいこと、その成果を今後の計画策定や具体的施策に反映させてまいります。

今後は利用実態データの精査、費用対効果分析、住民ニーズの把握を行いながら、持続可能で地域に最適な公共交通体系の構築に取り組んでまいります。

以上です。

〔町長　若宮佳一君　降壇〕

○議長（川村浩昭君）　佐々木議員。

○３番（佐々木喜克君）　まずは御答弁ありがとうございます。

順次、再質問のほうをさせていただきたいと思います。

再質問なんですけれども、まず最初に環境条例のほうからなんですけれども、まず、本条例の施策の一環かと思いますが、毎年春に五戸町主体でごみ０運動のほうを行っていましたが、今年４月から廃止となった旨の文書が自治会長宛に１月の中旬頃に届いております。一部からは、この案内の文書の通知がちょっと遅い、もっと早く来てほしいという旨、あったんですけれども、これは恐らく自治会の総会が大体、１月の１週目にやっている自治会があるのでそこからの指摘なんですけれども、また、それに加えてその他普通の、普通というか、一般の町民の方からも「今年ごみ０やらないんですか」みたいな、住民への説明もまだ遅れているのではないかなというふうに思いますけれども、その中止となった経緯の説明のほうを先にお願いしたいと思います。

○議長（川村浩昭君）　川村健康増進課長。

○参事・健康増進課長事務取扱（川村　豊君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

通知が遅れたことに対しましては、おわび申し上げたいと思っております。

町では平成７年から30年間にわたり、地域の環境美化運動としてごみ０運動を町民の皆様から御協力をいただき、実施してまいりました。令和８年度からは、町が日にちを定めて一斉に開催するごみ０運動は廃止となります。

まず廃止の理由としましては、開始当時、30年前と比較して地域の環境は地域できれいに

する機運が高まり、自治会においては常日頃から地域で行う清掃活動に取り組んでいること、また、町が日にちを定めた日ではなくて別に各自治会で定めて、自治会の都合に合わせたごみ０運動活動をしているところが見られていることから、一応令和８年で、町が日にちを定めて一斉に開催するごみ０運動は廃止することといたしました。

まず町としては、常日頃からの清掃活動は、地域の生活環境維持にとって重要なものでありますので、今後においても各自治会において、無理のない範囲でごみ０運動の継続に御理解と御協力をお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（川村浩昭君）　佐々木議員。

○３番（佐々木喜克君）　このごみ０運動なんですけれども、出たごみ、今まででしたら五戸町のほうでパッカー車、ごみ収集車が来て一斉に集めていたと思うんですけれども、自治会単位で行うとなれば、その後の出たごみというのはどのように処理をすればよろしいのでしょうか。

○議長（川村浩昭君）　川村健康増進課長。

○参事・健康増進課長事務取扱（川村　豊君）　御質問にお答えいたします。

回収したごみは、各自治会で十和田のごみ焼却施設のほうに自己搬入していただきたいと思っております。その際の料金は免除になりますので、健康増進課のほうに事前に、作業を行う前に届出していただければ免除申請いたしますので、その辺も広報してまいりたいなと考えております。

以上です。

○議長（川村浩昭君）　佐々木議員。

○３番（佐々木喜克君）　御答弁ありがとうございます。

まず支援もあるということなので、安心して環境を、ごみ拾いのほうを行っていきたいなというふうに思っております。

では、まず１項目めから順次、行ってまいりたいと思います。

先に確認したいのですが、担当課が対応というふうに御答弁あったと思うんですけれども、もう少し詳しく御説明願いたいと思います。町道、公園、五戸川であったり町有林、農地であったりとか、本当に多岐にわたられるんですけれども、考えられる事案とその担当課を御説明願いたいと思います。

○議長（川村浩昭君）　川村健康増進課長。

○参事・健康増進課長事務取扱（川村　豊君）　ただいまの質問にお答えいたします。

まずは健康増進課に電話いただければ、こちらのほうで事案によって各関係課と連携しながら対応いたしますので、まずは健康増進課に電話いただければと思います。

以上です。

○議長（川村浩昭君）　佐々木議員。

○３番（佐々木喜克君）　あくまでも窓口は健康増進課ということで理解いたしました。

本条例は私有地も対象との答弁でありましたけれども、その場合は、私有地の場合もこのまま健康増進課の対応ということでよろしかったでしょうか。

○議長（川村浩昭君）　川村健康増進課長。

○参事・健康増進課長事務取扱（川村　豊君）　お答えいたします。

事案にもよりますが、まずは健康増進課に電話いただいて、その事案の内容によっては、例えば町道になるものであれば建設整備課とか、町有林のことになるのであれば農林課のほうと協議しながら進んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川村浩昭君）　佐々木議員。

○３番（佐々木喜克君）　２項目めですが、私有地に対して措置命令がまず可能ということでしたけれども、私有地となると財産権とかそういった問題も出てくることとは思うんですけれども、生活環境への支障というものが、それの判断基準はどのように行っているのでしょうか。

○議長（川村浩昭君）　川村健康増進課長。

○参事・健康増進課長事務取扱（川村　豊君）　お答えいたします。

私有地、特に空き地の管理ということなんですが、「空き地の所有者、占有者又は管理者は、繁茂する雑草、枯れ草又はごみを放置している……」と書いてありますが、ただ放置している、繁茂しているだけでは行政指導の対象とはなりません。繁茂したり、ごみを置いたりして周辺の生活環境を損なう場合には、町のほうで行政指導できるものとなっております。

以上です。

○議長（川村浩昭君）　佐々木議員。

○３番（佐々木喜克君）　まず了解いたしました。

３項目めですが、行政指導が１件というふうになっておりましたけれども、その１件というのはどういった事案だったのでしょうか。

○議長（川村浩昭君）　川村健康増進課長。

○参事・健康増進課長事務取扱（川村　豊君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

この１件は、空き地の管理がされておらず雑草の繁茂、また、そこに蜂の巣があり通行人が蜂に刺されたということから、至急空き地の管理をしていただきたいということで、蜂の巣の撤去等を含めてお願いしております。

以上です。

○議長（川村浩昭君）　佐々木議員。

○３番（佐々木喜克君）　この条例は、まず不法投棄とか環境美化の意識、そういったものを美化の観点から意識して制定されたものと認識しているのですが、実際の運用としてはこの蜂の巣の、唯一の命令事例ということなんですけれども、この１件に対して、措置命令の実績が極めて少ないんですけれども、これは条例が十分に機能しているという判断でしょうか、それとも実際は運用はされていないというふうな判断でしょうか、認識を伺います。

○議長（川村浩昭君）　川村健康増進課長。

○参事・健康増進課長事務取扱（川村　豊君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

こちらのほうから撤去もしくは管理をお願いしますと、大体の方がもう管理、草刈りなりごみの撤去等をしていただいておりますので、この条例で措置命令まではいかないものとなっているのではないかと思っております。

以上です。

○議長（川村浩昭君）　佐々木議員。

○３番（佐々木喜克君）　意識啓発を目的とした条例であるという趣旨は、もう十分理解しております。ただ、一方で、措置命令であったりとか公表の規定も設けられているため、実効性を持たせるという観点ではもうちょっと有効に使っていくべきではないのかなというふうに私、考えているんですけれども。

続いて４点目のほうにも移るんですけれども、現行制度で、実質的に公表までで対応が止まるというふうな形になっていますけれども、それ以上はまず対応が難しいというか、それで終わりという認識で本当によろしかったでしょうか。

○議長（川村浩昭君）　川村健康増進課長。

○参事・健康増進課長事務取扱（川村　豊君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

町長の答弁にもあったとおり、現行条例に基づいた指導、勧告、措置命令、公表と順に対応していきたいと考えております。

また、ほかの自治体において環境美化条例により公表した事案は、自分の土地に大量のご

みを放置し、害虫の大量発生により近隣にも広がった事案、また、動物のふん尿により悪臭の著しい状態を放置していた事案等があります。当町でもこれらがまず発生した場合、公表のみで十分かと言われれば難しいものではありますが、事案により対応策が異なると思いますので、環境美化条例で措置したほうがいいのか、また、違う法律または違う条例で対応したほうがいいのか、措置命令する前に検討したいと考えております。

また、事案により、専門的な方に解決方法を相談して解決する方法もあるものではないかと考えております。

以上です。

○議長（川村浩昭君）　佐々木議員。

○３番（佐々木喜克君）　先ほど何点か例を出していただきましたけれども、その中で、例えば近年、ソーラーパネルの問題もあるかと思います。事業終了後の放置されたソーラーパネルであったり、相続したはいいんですけれどもその後の管理不全が、その次の世代に変わったときに管理不全が起きているといった、そういった事例がもしあった場合、これもこの環境美化条例のほうで対応するということは可能なのでしょうか。

○議長（川村浩昭君）　川村健康増進課長。

○参事・健康増進課長事務取扱（川村　豊君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

まだその事例にあったことがないので分からないということもありますが、まずは環境美化条例で行政指導できるものか、また、法律とか違う条例で指導できるものか考えていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（川村浩昭君）　佐々木議員。

○３番（佐々木喜克君）　先ほど個別で案件を対処していくというような旨の答弁ありましたけれども、この条例にまず明記がないということは、担当職員であったり課長さんの退職、異動であったり、そういったことが考えられますけれども、担当が変わった場合でも公平性とか透明性、次の担当の方に引き継いでいく、継続して対応するという、そういった形は取られているのでしょうか。

○議長（川村浩昭君）　川村健康増進課長。

○参事・健康増進課長事務取扱（川村　豊君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

もちろん引き継ぎしていくものであります。

以上です。

○議長（川村浩昭君）　佐々木議員。

○３番（佐々木喜克君）　分かりました。ありがとうございます。

５項目めなんですけれども、今回この過料の規定をどうですかという、そういう一般質問だったんですけれども、まず近隣の自治体では、十和田市が５万円の過料、条件つきの５万円であったかと思います。この過料を明記すること自体に私は、行政としてはちょっと慎重な判断をという話だったんですけれども、条例上、明記することで抑止効果、そういったものもあるというふうに私、考えているんですけれども、それでもやはり慎重に検討していくべきという判断でよろしかったでしょうか。

○議長（川村浩昭君）　川村健康増進課長。

○参事・健康増進課長事務取扱（川村　豊君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

十和田市の過料５万円を科しているということは、資源ごみの持ち去りの禁止ということで過料の規定が設定されております。これはリサイクルに影響するということから、この過料をつけているということで伺っております。

また、罰則規定の適用なんですが、もちろん肯定的な意見と慎重な意見があると思っておりますが、環境美化はやはり意識改革、意識の向上を地域でつくるなど、自発的な管理や行動を促すことが求められていると思っております。自発的な管理や行動を促す条例に罰則規定がありますと対話や自主的な改善が放棄され、強制的なものと捉えられる可能性もあります。また、個別の事案に合わせた指導ができなくなり、実情に即した解決策を見つけにくいのではないか、また、強制力により行政機関と相手方との良好な関係を維持しにくく、将来的に協力関係の構築が困難となるのではないかということから、罰則を規定するよりも、まずは指導、勧告、措置命令というステップを踏んで対応していくことが問題解決になるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（川村浩昭君）　佐々木議員。

○３番（佐々木喜克君）　今の御答弁の中で、過料は罰というふうに御答弁あったんですけれども、確かに罰ではあるんですけれども、これは私、課長さんも申し上げているとおり、意識啓発がまずこの条例の目的だということなんですけれども、そういった意味であれば逆に、善良な、善意、良識ある町民を守るためにむしろ過料の規定を明記するべきではないのかなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（川村浩昭君）　川村健康増進課長。

○参事・健康増進課長事務取扱（川村　豊君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

環境美化条例も、他の自治体で罰則規定を設けているところもありますので、調査してみたいと思っております。

以上です。

○議長（川村浩昭君）　佐々木議員。

○３番（佐々木喜克君）　御答弁ありがとうございます。

まずどちらにせよ15年という、ある程度制度を施行してから時間経過しておりますので、15年前とはまた別の問題等も出てきておろうかと思いますので、一旦条例の見直し等を含めて検討していただきたいなというふうに思っております。

２点目、公共交通のほうに移らせていただきたいと思います。

コミュニティバスの、こちらは項目ごとでなく、全体を通して質問をしていきたいなというふうに思います。

コミュニティバスの利用者数のほう、伺いましたけれども、今年の夏に上市川の産直施設の開業であったりとか、再来年４月にひばり野西高校の開校が予定となっております。これにより、通学の需要であったりとか施設利用の増加などで公共交通の利用環境にも一定の変化というか、プラスの、回復の兆しが考えられると思っております。

町として、この新しい高校の開校であったり施設利用によるコミュニティバスの利用者数への影響をどのように見込んでいるのか、そしてまた、運行体系の見直し等の検討は行っているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（川村浩昭君）　手倉森総合政策課長。

○参事・総合政策課長事務取扱（手倉森　崇君）　お答えいたします。

まず、高校でございますけれども、新たにひばり野西高校が開校するわけでございますが、先ほどの鈴木議員のところでもありましたけれども、八戸駅から学校まで来る朝の便、それは今、検討中、事業者と相談中でございます。そして帰り、２本を今のところ考えておりまして、その辺も事業者と最終的に詰めていきたいと思っております。なので、当然通学に関する利用者は増えるものと思っております。

あとバ・オールでございますが、バ・オールについてはまだ、どういうルートでとかそういうものはまだ決まってはいませんが、南部バスとは事前の協議は進めているところでございます。

いずれにしてもこの２つの、開校と施設の完成ということは非常にバスの利用者を増やす

いい機会と捉えておりますので、事業者とも協議を進めて、よりよくしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（川村浩昭君）　佐々木議員。

○３番（佐々木喜克君）　先ほども申し上げましたけれども、開校ですとか産直施設の開業、一定の回復が期待できそうかと思うんですけれども、ただ、人口減少であったり高齢化の影響もあって、楽観視できる状況ではないというふうに考えております。

現在のコミュニティバスの運行形態、これが今の町民のニーズに対応できているかどうかというのを町としてどのようにお考えしているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（川村浩昭君）　手倉森総合政策課長。

○参事・総合政策課長事務取扱（手倉森　崇君）　お答えいたします。

コミバスの運行についての認識でございますけれども、これらについては毎年、町の公共交通会議を開いて内容のほうを説明して、それで委員の方から評価いただいて、了解をもらった上で進めております。ですので、何かそういうものがあれば委員からお話を聞いて、毎年内容のほうを公共交通会議に諮って決定して、次の年に利用していきたいと思っております。

以上です。

○議長（川村浩昭君）　佐々木議員。

○３番（佐々木喜克君）　現在の公共交通の在り方を見ていますと、五戸町の総合病院と同じような状況にあるのではないかなというふうに私、ちょっと思っておりまして、構造的な課題、同じではないのかなというふうに思っておりました。

公共交通、高校ですとか産直の施設、利用者の増加につながると思うんですけれども、それに合わせて何かそれを生かすような事業というか、そういった考えがあるのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（川村浩昭君）　中里総合政策課政策推進室長。

○総合政策課政策推進室長（中里　誠君）　お答えします。

今現在、生かす事業があるかないかと言われますと、今、現状はまだというお答えになりますけれども、先ほどの一般質問にありましたようにモビリティ事業を行いましたので、この内容を検討しつつ、今後のよりよい公共交通の在り方について利用者の意見も得ておりますので、それに基づきながら事業を構築してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川村浩昭君）　佐々木議員。

○３番（佐々木喜克君）　私の聞こえてきたところで、子育てが一段落した世代の方から、本当は五戸町で飲食とか飲み会とかそういったことをしたいんだけれども、帰りのタクシーがつかまらないですとか代行がつかまらない、そのため八戸で飲んでいるんですよ、そういう声が私のところに届いているんですけれども、この移動手段の確保となると、単なる交通の問題だけでなくて地域内の消費ですとか経済循環にも関わってきますので、そうしたときに経済の損失、実際あろうかと思います。そういったときの町の認識というのは、どのようにお考えでしょうか。

○議長（川村浩昭君）　手倉森総合政策課長。

○参事・総合政策課長事務取扱（手倉森　崇君）　お答えいたします。

経済の損失ということになろうかと思いますが、やはり利用する町民の機会が失われるという、そういう意味での経済損失ということでございますよね。

それに関しては、今、事業者は五戸町、タクシー、個人業者合わせて４社、それとバス、南部バス、それと十和田観光も入っていますけれども、全くなくなったわけではないので、今現在あるその事業者の方にも頑張っていただきたいというのがまずあります。もちろん町としても、いろいろな事業を展開して取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（川村浩昭君）　佐々木議員。

○３番（佐々木喜克君）　先ほど申した課題、あろうかと思うんですけれども、今、五戸町ではコミュニティバスメインで進めていきたいですというふうな御答弁だったと思うんですけれども、中には、ほかの自治体ではデマンド交通、コミュニティバスを完全に廃止してデマンド交通であったりとか、３号ライドシェアのみ行っている自治体もあるというふうに先の研修会でありました。

そうしたことを踏まえると、今はまだ若い人たちがたくさんいて、まだ活動的に動いているうちに、試験的にライドシェアであったり３号のほうをちょっと、コミュニティバスと並行してやっていくという枠組みをつくっていくべきではないのかなというふうに考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（川村浩昭君）　手倉森総合政策課長。

○参事・総合政策課長事務取扱（手倉森　崇君）　お答えいたします。

ライドシェア、それからオンデマンド交通等、将来的に有効な手段であると思いますので、

今現在ある事業者、タクシー、バス、全くなくなる前に、佐々木議員のおっしゃるように検討して、よりよい事業の在り方を考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（川村浩昭君）　佐々木議員。

○３番（佐々木喜克君）　ありがとうございました。

まず、人口減少が進む中で従来型の定時路線のバスだけではなくて、デマンド交通であったり地域主体の移動手段、そういった多様な、様々な交通手段を組み合わせていく必要があるのかなというふうに私、考えておりました。

特にバス停まで行く必要のない、ドア・トゥー・ドアですか、玄関から店舗の入り口まで、バス停までわざわざ行かなくても呼べば家まで来てくれる、そういうふうな３号のライドシェアですね、そういったものをぜひ、需要はあると思いますので、その需要に対してちゃんと、どこが主体となって動くかという、様々問題はあろうかと思うんですけれども、本町の、五戸町の実情に合った持続可能な公共交通の在り方というのをこれからも模索していただければなというふうに考えておりました。

まず今後も検討をしていくということでしたので、それに期待いたしまして、私のほうからの一般質問は終わりたいと思います。

以上です。

○議長（川村浩昭君）　これをもって「一般質問について」を終結いたします。

○議長（川村浩昭君）　明10日は、議案調査等のため休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川村浩昭君）　異議なしと認めます。

よって、明10日は休会とすることに決定しました。

○議長（川村浩昭君）　以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

来る11日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後２時４６分　散会

五戸町議会第１７回定例会会議録　　第　３　号

議　　事　　日　　程　　第　３　号

令和８年３月１１日（水曜日）午前１０時開議

第　１　　議案第２４号から議案第３０号まで

（質疑、委員会付託省略、討論、採決）

第　２　　議会案第１号　五戸町議会政務活動費の交付に関する条例の特例に関する条例案

（中川原賢治議員　外５名提出、提案理由説明）

（質疑、討論、採決）

第　３　　議案第４号から議案第２３号まで及び議案第３１号から議案第３８号まで

（総括質疑、常任委員会及び予算特別委員会付託）

○　本日の会議に付した事件

日程第　１　　議案第２４号から議案第３０号まで

（質疑、委員会付託省略、討論、採決）

日程第　２　　議会案第１号　五戸町議会政務活動費の交付に関する条例の特例に関する条例案

（中川原賢治議員　外５名提出、提案理由説明）

（質疑、討論、採決）

日程第　３　　議案第４号から議案第２３号まで及び議案第３１号から議案第３８号まで

（総括質疑、常任委員会及び予算特別委員会付託）

○　出席議員　　１２名

議　長	川村浩昭君	副議長	松山泰治君
３　番	佐々木喜克君	４　番	髙奥浩明君
５　番	柏田匡智君	６　番	川﨑七洋君
７　番	鈴木隆也君	８　番	大久保和夫君
９　番	豊田孝夫君	１２番	中川原賢治君
１３番	三浦専治郎君	１４番	三浦俊哉君

○　欠席議員　　な　し

○　事務局出席職員氏名

参事・議会事務局長 事　務　取　扱	赤　坂　和　浩　君	主　　査	大　澤　翔　太　君

○　説明のため出席した者の職氏名

町　　長	若　宮　佳　一　君	参事・総務課長 事　務　取　扱	石　田　博　信　君
参事・総合政策課長 事　務　取　扱	手倉森　　崇　君	総合政策課 政策推進室長	中　里　　誠　君
参事・財政課長 事　務　取　扱	竹　洞　晴　生　君	税　務　課　長	小野寺　克　仁　君
福　祉　課　長	赤　坂　哲　也　君	介護支援課長	佐々木　　衛　君
参事・健康増進課長 事　務　取　扱	川　村　　豊　君	参事・住民課長 事　務　取　扱	志　村　　要　君
農　林　課　長	小　村　隆　幸　君	参事・建設整備課長 事　務　取　扱	小保内　一　典　君
参事・都市計画課長 事　務　取　扱	高　谷　忠　憲　君	会計管理者	赤　坂　真　弓　君
参事・総合病院 事務局長事務取扱	上　山　貴　久　君		
教育委員会			
教　育　長	澤　田　　尚　君	教　育　課　長	櫻　井　篤　史　君
農業委員会			
会　　長	岩　井　壽美雄　君	事務局次長	大　沢　直　明　君
選挙管理委員会			
委　員　長	根　岸　英　治　君		

午前１０時　開議

○議長（川村浩昭君）　これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしたとおりであります。

「諸般の報告」は、お手元に配付いたしておりますから、朗読は省略させていただきます。

〔諸般の報告（３６）　巻末掲載〕

○議長（川村浩昭君）　日程第１「議案第24号から議案第30号まで」の７件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川村浩昭君）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております「議案第24号から議案第30号まで」の７件については、会議規則第39条第３項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川村浩昭君）　異議なしと認めます。

よって、「議案第24号から議案第30号まで」の７件については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川村浩昭君）　討論なしと認めます。

これより「議案第24号から議案第30号まで」の７件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

「議案第24号から議案第30号まで」の７件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川村浩昭君）　異議なしと認めます。

よって、「議案第24号から議案第30号まで」の７件は、原案のとおり可決されました。

○議長（川村浩昭君）　日程第２「議会案第１号　五戸町議会政務活動費の交付に関する条例の特例に関する条例案」を議題といたします。

「議会案第１号」について、提出者を代表して中川原賢治議員から提案理由の説明を求めます。

中川原賢治議員。

〔１２番　中川原賢治君　登壇〕

○１２番（中川原賢治君）　ただいま議題となりました「議会案第１号　五戸町議会政務活動費の交付に関する条例の特例に関する条例案」について提案理由の説明を行います。

本町の厳しい財政状況に対処する必要性に鑑み、政務活動費を減額して交付するに当たり、減額する金額や期間について定める必要があるため、五戸町議会政務活動費の交付に関する条例の特例に関する条例を定めるものであります。

条例の内容でありますが、金額については、現在、議員に対して月額２万円交付している政務活動費を、月額１万円に減額して交付、期間については、令和８年４月分から令和10年３月分までの２年間とし、その後については町の財政状況を勘案し決定することといたします。

以上、提出議案について説明を申し上げましたが、御審議の上、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

〔１２番　中川原賢治君　降壇〕

○議長（川村浩昭君）　これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川村浩昭君）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川村浩昭君）　討論なしと認めます。

これより「議会案第１号」を採決いたします。

お諮りいたします。

「議会案第１号」は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川村浩昭君）　異議なしと認めます。

よって、「議会案第１号」は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（川村浩昭君）　日程第３「議案第４号から議案第23号まで及び議案第31号から議案第38号まで」の28件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川村浩昭君）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち「議案第31号から議案第38号まで」の令和８年度五戸町一般会計予算、令和８年度五戸町特別会計予算及び令和８年度事業会計予算、８件については、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川村浩昭君）　異議なしと認めます。

よって、「議案第31号から議案第38号まで」の令和８年度五戸町一般会計予算、令和８年度五戸町特別会計予算及び令和８年度事業会計予算、８件については、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

なお、予算特別委員会の委員長の互選についての委員会を開催するため、この席上から口頭をもって予算特別委員会を招集いたします。

本会議散会後、直ちに本会場において開催いたしますから御了承願います。

次に、ただいま議題となっております議案のうち、「議案第４号から議案第23号まで」の20件は、お手元に配付いたしております「議案付託表」のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表（１）　巻末掲載〕

○議長（川村浩昭君）　お諮りいたします。

明12日は議案調査等のため休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川村浩昭君）　異議なしと認めます。

よって、明12日は休会とすることに決定しました。

○議長（川村浩昭君）　以上をもって、本日の議事日程は全部終了いたしました。

来る３月13日は、午後３時から本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午前１０時０８分　散会

五戸町議会第１７回定例会会議録　　第　４　号

議　　事　　日　　程　　第　４　号

令和８年３月１３日（金曜日）午後３時開議

第　１　　議案第３９号　令和８年度五戸町病院事業会計予算

（町長提出、提案理由説明）

（総括質疑、予算特別委員会付託）

○　本日の会議に付した事件

日程第　１　　議案第３９号　令和８年度五戸町病院事業会計予算

（町長提出、提案理由説明）

（総括質疑、予算特別委員会付託）

○　出席議員　　１２名

議　長	川村浩昭君	副議長	松山泰治君
３　番	佐々木喜克君	４　番	髙奥浩明君
５　番	柏田匡智君	６　番	川﨑七洋君
７　番	鈴木隆也君	８　番	大久保和夫君
９　番	豊田孝夫君	１２番	中川原賢治君
１３番	三浦專治郎君	１４番	三浦俊哉君

○　欠席議員　　な　し

○　事務局出席職員氏名

参事・議会事務局長 事務取扱	赤坂和浩君	主　　査	大澤翔太君

○　説明のため出席した者の職氏名

町　　長	若宮佳一君	参事・総務課長 事務取扱	石田博信君
参事・総合政策課長 事務取扱	手倉森　崇君	総合政策課 政策推進室長	中里　誠君

参事・財政課長 事務取扱	竹洞晴生君	税務課長	小野寺克仁君
福祉課長	赤坂哲也君	介護支援課長	佐々木　衛君
参事・健康増進課長 事務取扱	川村　豊君	参事・住民課長 事務取扱	志村　要君
農林課長	小村隆幸君	参事・建設整備課長 事務取扱	小保内一典君
参事・都市計画課長 事務取扱	高谷忠憲君	会計管理者	赤坂真弓君
参事・総合病院 事務局長事務取扱	上山貴久君		

教育委員会

教育長	澤田　尚君	教育課長	櫻井篤史君

農業委員会

事務局次長	大沢直明君

午後３時　開議

○議長（川村浩昭君）　これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしたとおりであります。

「諸般の報告」は、お手元に配付いたしておりますから、朗読は省略させていただきます。

〔諸般の報告（３７）　巻末掲載〕

○議長（川村浩昭君）　日程第１「議案第39号　令和８年度五戸町病院事業会計予算」を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

若宮町長。

〔町長　若宮佳一君　登壇〕

○町長（若宮佳一君）　議案第39号は、令和８年度五戸町病院事業会計予算であります。

３月定例会開会日であります３月５日に提案できていなかった令和８年度五戸町病院事業会計予算でありますが、まず、提案が遅れた理由としまして、令和７年度病院事業会計の決算見込みが示され、基準外繰出金が７億円から８億円にも上るとのことでありました。

これを受けまして、自治体経営そのものが大変厳しい財政状況の中において、病院経営をいかにスリムにするかという議論を重ね、最小の経費で令和８年度予算を編成したところでありますが、現金ベースで５億６千万円もの基準外繰出金が発生する予算となります。従いまして、令和８年度をスタートさせながら、令和８年度に病院経営を一旦整理したいと考えております。

議員各位のご理解とご指導をよろしくお願いいたします。

業務の予定量ですが、年間患者数病院入院は２万1,900人とし、病院外来は４万6,272人といたしました。

また、健診センターにおける年間受診者数は、人間ドック1,247人、特定健康診査692人、定期健康診断741人及び生活習慣病予防健診1,151人といたしました。

以上により、収益的収入及び支出では、収入総額16億9,242万５千円に対し、支出総額23億4,968万８千円となり、６億5,726万３千円の収入不足となるものであります。

収入は、前年度に比べ１億4,136万円の減となり、伸び率はマイナス7.7％であります。その内訳の主なものは、病院医業収益２億5,129万３千円の減で、病院医業外収益１億774万３千円及び健診センター医業収益220万３千円の増によるものであります。

支出は、前年度に比べ１億2,779万４千円の減となり、伸び率はマイナス5.2％であります。その内訳の主なものは、病院医業費用１億1,765万円、病院医業外費用85万円、健診センター医業費用763万７千円及び健診センター医業外費用165万７千円の減によるものであります。

資本的収入及び支出では、収入総額9,225万９千円、支出総額１億7,702万７千円であります。

収入は、前年度に比べ２億5,639万２千円の減となり、伸び率はマイナス73.5％であります。その内訳の主なものは、企業債２億5,700万円の減、出資金335万７千円の増、補助金275万円の減によるものであります。

支出は、前年度に比べ２億4,942万６千円の減となり、伸び率はマイナス58.5％であります。その内訳の主なものは、建設改良費２億6,007万円の減、企業債償還金1,004万４千円及び投資60万円の増によるものであります。

投資として長期貸付金840万円を計上しております。内訳として医師修学資金貸付金、継続２名と新規１名及び薬剤師修学資金貸付金、新規１名であります。

その結果、収支差引不足額8,476万８千円は、損益勘定留保資金で補填するものであります。

なお、収益的収入及び資本的収入のうち、一般会計からの繰入金は、病院分として５億1,320万４千円、健診センター分として8,928万４千円の合計で６億248万８千円となるもので、基準内繰入金を全額、当初で計上しております。

以上、提出議案の概要について御説明申し上げましたが、細部につきましては御審議の段階で補足いたしたいと存じます。

また、町民皆様にも令和８年度において、病院経営を一旦整理することについて、ご理解いただけるよう誠心誠意努めてまいりますので、よろしく御審議の上、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

〔町長　若宮佳一君　降壇〕

○議長（川村浩昭君）　これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川村浩昭君）　ないようですので、質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております「議案第39号　令和８年度五戸町病院事業会計予算」は、

議員全員をもって構成する予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川村浩昭君）　異議なしと認めます。

よって、「議案第39号　令和８年度五戸町病院事業会計予算」は、議員全員をもって構成する予算特別委員会に付託の上、審査することに決定しました。

〔議案付託表（２）　巻末掲載〕

○議長（川村浩昭君）　お諮りいたします。

明14日から15日は議案調査等のため休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川村浩昭君）　異議なしと認めます。

よって、明14日から15日は休会とすることに決定しました。

○議長（川村浩昭君）　以上をもって、本日の議事日程は全部終了いたしました。

来る３月16日は、午後１時から本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後３時０９分　散会

五戸町議会第１７回定例会会議録　　第　５　号

議　　事　　日　　程　　第　５　号

令和８年３月１６日（月曜日）午後１時開議

第　１　　議案第４号から議案第２３号まで及び議案第３１号から議案第３９号まで

（委員長報告、質疑、討論、採決）

第　２　　議案第４０号　監査委員の選任について

（町長提出、提案理由説明）

（質疑、委員会付託省略、討論、採決）

第　３　　議員派遣の件について

○　本日の会議に付した事件

日程第　１　　議案第４号から議案第２３号まで及び議案第３１号から議案第３９号まで

（委員長報告、質疑、討論、採決）

日程第　２　　議案第４０号　監査委員の選任について

（町長提出、提案理由説明）

（質疑、委員会付託省略、討論、採決）

日程第　３　　議員派遣の件について

○　出席議員　　１２名

議　長	川村浩昭君	副議長	松山泰治君
３　番	佐々木喜克君	４　番	髙奥浩明君
５　番	柏田匡智君	６　番	川﨑七洋君
７　番	鈴木隆也君	８　番	大久保和夫君
９　番	豊田孝夫君	１２番	中川原賢治君
１３番	三浦專治郎君	１４番	三浦俊哉君

○　欠席議員　　な　し

○　事務局出席職員氏名

参事・議会事務局長 事務取扱	赤坂和浩君	主査	大澤翔太君

○　説明のため出席した者の職氏名

町長	若宮佳一君	参事・総務課長 事務取扱	石田博信君
参事・総合政策課長 事務取扱	手倉森崇君	総合政策課 政策推進室長	中里誠君
参事・財政課長 事務取扱	竹洞晴生君	税務課長	小野寺克仁君
福祉課長	赤坂哲也君	介護支援課長	佐々木衛君
参事・健康増進課長 事務取扱	川村豊君	参事・住民課長 事務取扱	志村要君
農林課長	小村隆幸君	参事・建設整備課長 事務取扱	小保内一典君
参事・都市計画課長 事務取扱	高谷忠憲君	会計管理者	赤坂真弓君
参事・総合病院 事務局長事務取扱	上山貴久君		
教育委員会			
教育長	澤田尚君	教育課長	櫻井篤史君
農業委員会			
会長	岩井壽美雄君	事務局次長	大沢直明君
選挙管理委員会			
委員長	根岸英治君		
代表監査委員	前田一馬君		

午後１時　開議

○議長（川村浩昭君）　これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしたとおりであります。

「諸般の報告」は、お手元に配付いたしておりますから、朗読は省略させていただきます。

〔諸般の報告（３８）　巻末掲載〕

○議長（川村浩昭君）　日程第１「議案第４号から議案第23号まで及び議案第31号から議案第39号まで」の29件を一括して議題といたします。

各委員長から、委員会における審査の経過及び結果について、順次報告を求めます。

予算特別委員会委員長、川﨑七洋議員から報告をお願いします。

川﨑七洋議員。

〔予算特別委員長　川﨑七洋君　登壇〕

○予算特別委員長（川﨑七洋君）　予算特別委員長の川﨑七洋でございます。

予算特別委員会に付託されました「議案第31号から議案第39号まで」の令和８年度五戸町一般会計予算、各特別会計予算及び各事業会計予算の９件につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

審査の経過につきましては、議員全員の構成による本委員会ですので、御承知のことから申し上げることもなく、その結果につきましては、お手元に配付されております「委員会審査報告書」のとおりでありまして、「議案第31号から議案第39号まで」の９件は、原案のとおり可決されました。

以上、御報告いたします。

〔予算特別委員長　川﨑七洋君　降壇〕

〔委員会審査報告書　巻末掲載〕

○議長（川村浩昭君）　次に、総務常任委員会委員長、鈴木隆也議員。

〔総務常任委員長　鈴木隆也君　登壇〕

○総務常任委員長（鈴木隆也君）　総務常任委員長の鈴木でございます。

総務常任委員会に付託されました「議案第５号及び議案第７号並びに議案第10号から議案第14号、議案第21号、議案第22号」の９件につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

審査の経過につきましては、特に申し上げることもなく、その結果につきましては、お手

元に配付されております「委員会審査報告書」のとおりでありまして、「議案第５号及び議案第７号並びに議案第10号から議案第14号、議案第21号、議案第22号」の９件は、原案のとおり可決することに決定しました。

以上、御報告を終わります。

〔総務常任委員長　鈴木隆也君　降壇〕

〔委員会審査報告書　巻末掲載〕

○議長（川村浩昭君）　次に、経済常任委員会委員長、柏田匡智議員。

〔経済常任委員長　柏田匡智君　登壇〕

○経済常任委員長（柏田匡智君）　経済常任委員長の柏田でございます。

経済常任委員会に付託されました「議案第４号及び議案第６号並びに議案第９号、議案第15号、議案第19号から議案第20号、議案第23号」の７件につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

審査の経過につきましては、特に申し上げることもなく、その結果につきましては、お手元に配付されております「委員会審査報告書」のとおりでありまして、「議案第４号及び議案第６号並びに議案第９号、議案第15号、議案第19号から議案第20号、議案第23号」の７件は、原案のとおり可決することに決定しました。

以上、御報告を終わります。

〔経済常任委員長　柏田匡智君　降壇〕

〔委員会審査報告書　巻末掲載〕

○議長（川村浩昭君）　次に、民生常任委員会委員長、豊田孝夫議員。

〔民生常任委員長　豊田孝夫君　登壇〕

○民生常任委員長（豊田孝夫君）　民生常任委員長の豊田でございます。よろしくお願いいたします。

民生常任委員会に付託されました「議案第８号及び議案第16号から議案第18号」の４件につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

審査の経過につきましては、特に申し上げることもなく、その結果につきましては、お手元に配付されております「委員会審査報告書」のとおりでありまして、「議案第８号及び議案第16号から議案第18号」の４件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上、御報告を終わります。

〔民生常任委員長　豊田孝夫君　降壇〕

〔委員会審査報告書　巻末掲載〕

○議長（川村浩昭君）　これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川村浩昭君）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川村浩昭君）　討論なしと認めます。

これより「議案第４号から議案第23号まで及び議案第31号から議案第39号まで」の29件を一括して採決いたします。

「議案第４号から議案第23号まで及び議案第31号から議案第39号まで」の29件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

「議案第４号から議案第23号まで及び議案第31号から議案第39号まで」の29件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川村浩昭君）　異議なしと認めます。

よって、「議案第４号から議案第23号まで及び議案第31号から議案第39号まで」の29件は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

○議長（川村浩昭君）　日程第２「議案第40号　監査委員の選任について」を議題といたします。

川﨑七洋議員の一身上に関することでありますので、地方自治法第117条の規定により、退席を求めます。

〔６番　川﨑七洋君　退席〕

○議長（川村浩昭君）　町長から提案理由の説明を求めます。

若宮町長。

〔町長　若宮佳一君　登壇〕

○町長（若宮佳一君）　議案第40号は、監査委員の選任についてであります。

地方自治法第196条第１項の規定に基づき、議会議員の中から監査委員を選任するに当たり、議会の同意が必要なことから提案するものであります。

〔町長　若宮佳一君　降壇〕

○議長（川村浩昭君）　これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川村浩昭君）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております「議案第40号」については、会議規則第39条第３項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川村浩昭君）　異議なしと認めます。

よって、「議案第40号」は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川村浩昭君）　討論なしと認めます。

これより「議案第40号」を採決いたします。

お諮りいたします。

「議案第40号」は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川村浩昭君）　異議なしと認めます。

よって、「議案第40号」は、これに同意することに決定しました。

〔６番　川﨑七洋君　着席〕

○議長（川村浩昭君）　日程第３「議員派遣の件について」を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております「議員派遣の件について」は、お手元に配付いたしたとおり、議員を派遣することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川村浩昭君）　異議なしと認めます。

よって、「議員派遣の件について」は、そのとおり決定しました。

〔議員派遣の件について　巻末掲載〕

○議長（川村浩昭君）　次に、総務、経済、民生、広報の各常任委員長及び議会運営委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定により、それぞれお手元に配付いたしました「申出書」のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

総務、経済、民生、広報各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川村浩昭君）　異議なしと認めます。

よって、総務、経済、民生、広報の各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

〔閉会中継続調査申出書　巻末掲載〕

○議長（川村浩昭君）　以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

町長から御挨拶があります。

若宮町長。

〔町長　若宮佳一君　登壇〕

○町長（若宮佳一君）　五戸町議会第17回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会に提出いたしました令和８年度一般会計当初予算をはじめとする諸議案につきまして、慎重なる御審議をいただきました結果、いずれも原案のとおり御決定を賜りまして、ありがとうございました。次世代へつなぐ持続可能な五戸町のためにも、今後、より一層努力を続けてまいる所存でございます。

令和８年度は、五戸地方の地域医療や教育環境が大きく変化や進化を遂げるための大切な

１年になると思います。議員皆様の御指導、御鞭撻をよろしくお願いいたします。

以上を申し上げまして、お礼の挨拶といたします。

大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

〔町長　若宮佳一君　降壇〕

○議長（川村浩昭君）　これにて、五戸町議会第17回定例会を閉会いたします。

午後１時１５分　閉会

署　　名

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

五戸町議会議長　　川　村　浩　昭

会議録署名議員　　髙　奥　浩　明

会議録署名議員　　柏　田　匡　智

会議録署名議員　　川　﨑　七　洋